

学説の実務に対する影響の経験的把握・試論

—不法行為判決文の計量テキスト分析—

澤 出 成意人

概 要

学説が実務に対して影響を与えているのか、与えているとすればそれはいかなる程度なのか、という問いは、法学者のみならず、法システムの作動過程を研究領域の1つとする法社会学者にとっても、重要な意味を有する。本稿では、不法行為法に関する高等裁判所の判決文を題材として、伝統的通説とされる相関関係説の影響の程度を類型化することを通じて、これを把握することを目的とする。分析に際しては、計量テキスト分析を中心に用いた。分析には、相関関係説の影響の程度と事案の関連性の有無に焦点を当てた。その結果、医療過誤事案や債務不履行に基づく損害賠償請求も問題となる事案では関連性がなものの、自動車事故・労働問題・取引的不法行為の一部においては関連性を認めうることが分かった。以上を踏まえて、相関関係説の実務への影響についての諸課題を示す。

The Influence of Established Dogmatic on Text of Tort Judgment: an Empirical Approach

Abstract

The question of whether (or how) legal dogmatic influences legal practice is important for both legal scholars and legal sociologists. The purpose of this article is to assess the degree of influence exerted by the established dogmatic in Japanese tort law, referred to as “correlation dogmatic (*sōkankankei-setsu*),” on judicial decisions in tort law through quantitative text analysis (and close reading). The results suggest that, while correlation dogmatic appears to have little relevance in cases such as medical malpractice, it does seem to influence cases involving automobile accidents, labor disputes, and transactional torts. Based on this analysis, the article raises questions about the impact of correlation dogmatic on legal practice.

キーワード

法社会学, 学説と実務, 判決文, 計量テキスト分析, 不法行為法

I. 序論

法システムにおける学説と実務の関わり方については、その当事者である法学者及び実務家にとっての関心ごとであることは言うまでもない。実際にこのテーマについて扱った個別法領域の論文（集）は枚挙にいとまがなく、また法律雑誌上でもより一般的な観点から定期的に特集を組まれてきた。

この問題系は法社会学者にとっても無視できないはずである。「法社会学とは何か」という問いそれ自体について論者の一致を見ることは難しいが、少なくとも法社会学が法システムの作動過程をその研究領域（法現象）の1つとしていることには異論がないであろう（六本 1986: 5; 宮澤 1994: 11; 和田 2022: ii など）。もっとも、具体的な法社会学研究ではその作動過程は法システム外の社会的連関においてあるいは行動科学的次元で分析されることが多かったために、法システム内の学説と実務の関わり方には明示的な関心があまり持たれてこなかったように思われる。

しかしながら、学説と実務の相互影響ないし伝播は、法システムの作動過程を経験的に分析する法社会学にとっても重要なテーマである。この点は、条文から導かれる法解釈論の複数性という繰り返し議論されてきた論点に関わる。例えば民法や刑法のような基本法典こそ条文が比較的抽象的に書かれており、複数の法解釈論が考えられることもある。その中で、説得力を有する（つまり「正しい」）と考えられている解釈方法もある。これこそがいわゆる「通説」と呼ばれている法解釈論に他ならない。しかし、ある特定の法解釈論が「通説」として確立され、実務においても影響を持つことは決して自明ではなく、一定の社会学的過程が介在している。この社会学的過程も法システムの作動過程の1つであり、その意味において法社会学にとってもレヴェヴァントな法現象なのである。

戦後から間もない日本の法社会学においても「通説」の存在についての問題提起は示されていた。それは、ある法規について複数の法解釈が成立するにもかかわらず、ある解釈が「通説」として「客観的」に「解釈者集団」の中で承認されているのはいかにしてか（唄 1959: 45）、という問いである。戦後のいわゆる法解釈論争の影響により多かれ少なかれ規定されているこの問題提起をいかに継承できるかは、現代の法社会学にとっての1つの課題ともなろう。

如上の認識のもと、本稿では、学説が実務に対して与えている「影響」について、経験的に把握することを試みることにしたい。その際、学説と実務の関係について抽象的に議論しても生産性に乏しいため、具体的な条文を題材にして分析を行う。それは民法 709 条である。

民法 709 条は、日本の不法行為法の一般的要件を定めており、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」と定める¹。この規定は、かなり抽象的である。そこで学説では同条の解釈論として、被侵害利益の程度と侵害容態の程度の相関関係を以て違法性を決定するという相関関係説が提唱された。相関関係説の内容についてはⅢにて後述するが、これを法社会学的に見るならば次のようになるだろう。すなわち、条文中には見られない言葉である「相関関係」や「違法性」という言葉を用いた、しかし法学者・法実務家の間——「法の解釈共同体」(常松 2009: 27)——ではその意味内容がそれなりに共有されている「独特の仲間用語」(川島 1972: 24)により構成された体系であることは疑いようがない。この「独特の仲間用語」がいかにして仲間用語として成り立つかそれ自体、経験的な問題として成り立つが、ここではこのような法解釈論の理念的な役割に注目したい。制定法において法律の条文により理由づけがなされるべきであるところ、条文は多かれ少なかれテキストであるために解釈の余地——H. L. A. ハートの言う「綻び；開かれた構造 (open texture)」(ハート 2012=2014: 207)——を残している。法解釈が裁判官の恣意を含むものにならないために、より精確で体系的な条文の意味解明をすることが要請される。この体系こそが法解釈論に他ならない。したがって相関関係説は、民法 709 条の解釈に際して「独特の仲間用語」を用いて構築された、典型的な法解釈論であると言える。近年の学説において、この相関関係説は「伝統的通説」と位置付けられることが通例である(潮見 2009: 69; 大村 2005: 190; 内田 2011: 359; 窪田編 2024: 295 など)。

相関関係説の法解釈論的な影響について、民法学ではダイナミックに議論が行われてきた。Ⅲで触れるが、相関関係説の裁判実務への法解釈論的影響はなかったとする見解が 1970 年代初頭に登場したのに対して、後には相関関係説的な要素を前提にした事案類型も見られるとする見解も示された。もちろん本稿が注目する相関関係説の実務への経験的影響と、一連の民法判例研究が重視してきた論証構造は、同一のものではない。しかしこれらの民法判例研究が示唆しているのは、相関関係説が法解釈論的に裁判実務に対して影

1 Ⅲでも述べるが、2004 年の民法改正による民法典の現代語化以前、民法 709 条は「故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」と規定されていた。本文で説明する相関関係説は、この現代語化以前の規定における権利侵害要件を違法性と読み替える解釈論である。現行の 709 条と現代語化以前の 709 条を比較するに、現代語化されたこと以外に、改正前は「他人ノ権利」が被侵害利益であるのに対し、改正後は「他人の権利又は法律上保護される利益」が被侵害利益となっていることが注目される。この文言上の変化について、立案担当者によればこの変化により民法 709 条の「基本構造を改めること」は目的とされておらず(吉田・筒井編 2005: 116)、また学説上の対立も——そもそもの「権利」概念をいかに理解するかというレベルから問題となるため——収束を見なかった(潮見 2009: 82)。これらに鑑みて、本稿では現行の民法 709 条と現代語化以前の民法 709 条を差し当たり同じものとみなして論じる。

響を一律に与えてきた、とは言えないということである。むしろ事案類型ごとに相関関係説の影響の度合いは異なるかもしれないし、さらにそれは年代によっても異なるかもしれない。しかしこれに加えて、相関関係説は単に「違法性」概念や「相関関係」概念を発明したことにとどまらない側面を有していることを看過してはならない。すなわち、(Ⅲで詳述するが)相関関係説はこれらの(狭義の)法解釈論的側面に加えて、「損失の公平なる分担」(我妻 1937: 95)という不法行為法の価値・目的を提唱した。「損害の公平な分担」という言葉は、近年の判例(最判令和2・7・9民集74巻4号1204頁)でも不法行為に基づく損害賠償制度の目的として挙げられている。損害の公平なる分担という不法行為法の目的を、被侵害利益と侵害態様の相関関係による違法性判断により実現する、というのが相関関係説の骨子である。したがって、相関関係説について違法性概念にのみ注目しても、それは相関関係説の一面に焦点を当てているに過ぎない(後藤 1982: 65)。

このように考えると、相関関係説の裁判実務への影響にも、種々なものが考えられるだろう。例えば判決文上「違法性」や「相関関係」といった文言は見られないものの、「公平」という文言が用いられること、そしてその逆も起こりうることも考えられる。もちろん相関関係説に特徴的な文言が全く見られないものもあれば、その逆もある。

以上の認識を踏まえて、本稿では相関関係説の判決文に顕現する度合いをいくつかの類型に分けて考察する。具体的には、判決文を「完全追従型」・「解釈論追従型」・「目的論追従型」・「非追従型」の四類型——これらの諸類型については後に詳述する——に分け、それぞれの類型の特徴を、主に計量テキスト分析を用いて行う。すなわち、本稿ではまずコンピュータに判決を読ませることで、全体的な特徴を探索する。このような手法は近年「遠読(distant reading)」(Livermore and Rockmore 2019: 4)と呼ばれているものである。テキストの文体やジャンルといった、テキストに関わる経験的現象についての統計を用いた考察は、近年 Computational Legal Studies と自称する法の経験的研究の中で精力的に・そして加速度的に産出されている(概観として、飯田 2021; Chau and Livermore 2024 参照)。その中でも判決文の遠読は大きなトピックの1つであり、大規模言語モデル(LLM)や因果推論をはじめとする高度な計算科学を用いた分析が、種々の問題関心の下で盛行している²。本稿は、そのような Computational Legal Studies の名の下で展開されている技術的

2 筆者が渉猟した中では、アメリカの連邦裁判所判決文についての計量テキスト分析が多い。例えばアメリカ連邦最高裁判所判決文における文体傾向を感情分析・計量文献学的に分析した研究(Carlson et al. 2019)や、連邦地方裁判所判決文を用いて訴訟の結果を予測しようとするもの(Alexander et al. 2019)、あるいは連邦地方裁判所・控訴裁判所・最高裁判所の環境規制に関する判決文の中に党派性やイデオロギーの偏りがないかを言語モデリングを用いて分析したもの(Dumas 2019)などがある。しかしアメリカの判決文だけに分析は限定されておらず、カナダ最高裁判所判決文(Alchiner et al. [eds.] 2024)や、欧州司法裁判所判決文(Frankenreiter 2019)、ドイツ連邦憲法裁判所判決文(Wendel et al. 2022 など)についても計量テキスト分析がなされている。

水準の高い計算科学的分析を行う段階には到底至れないものの、不法行為に関する判決文をコンピューターに「読ませる」というアプローチを採る点では共通している。このアプローチを中心に、相関関係説の顕現度合いの諸類型と判決の事案には関連があるのかを分析する。

ここで、本稿の諸限界をいくつか明示しておく。まず、本稿は一般的な判例研究それ自体を目指したものではないことに注意が必要である。本稿の目的はあくまで相関関係説の実務への伝播の経験的把握である。より精確に言うならば、本稿は判例研究それ自体に至ることはできない。さらに、定量的把握にあたっては、ある判決文におけるある概念の意味・文脈を把握することは難しい。つまり判決文中に相関関係説に忠実に違法性や相関関係等の概念が用いられているかを判断することは、少なくとも筆者の能力ではコンピューターに読み取らせることはできない。もっとも、ある判決文中に法解釈論に特徴的な概念が見出されれば、その判決文はその法解釈論を踏まえているという推測は成り立つ。したがってその確認という意味合いも含めて、本稿でも計量テキスト分析で用いる判決文を読む作業も併せて行う。

本稿の構成は以下の通りである。まず、学説の実務に対する「影響」を本稿ではいかに捉えているかについて、一般的なレベルで確認する(Ⅱ)。その後、本稿が着目する学説である相関関係説の学説史的な文脈・内容・戦後における一般的評価について、概説する(Ⅲ)。以上の準備作業を経て、本稿の分析対象及び方法を提示した後(Ⅳ)、分析(Ⅴ)及び若干の考察(Ⅵ)を行う。最後に、本稿で得られた知見を振り返ると同時に、今後の展望を示す(Ⅶ)。

Ⅱ. 学説の実務への「影響」——本稿の視点

本稿におけるもっぱらの関心は学説が実務に与える「影響」であるが、これをいかに捉えるかそのものがまず問題である。とりわけ戦後の日本の判決文において、学説が明示的に引用された形で示されていることは、まずない。そこでその「影響」の経験的側面を本稿ではいかに測定しようとしているか、を明らかにしておく。

一般的な次元の話ではあるが、判決文において学説が引用された形で示されていないことが、学説が実務に対して影響を全く与えていないことにはならない。実務において学説が何らかの影響を与えていることそのものについては異論がないだろう。このことと、少なくとも戦後日本における大半の実務家が大学の法学部(ないしは法科大学院)において法学教育を施されてきたことは、大きく関わる。司法試験に合格した後に司法修習を経て実

務家になるわけであるが、その知的前提がこれらの法学教育であると位置付けられる。

もっとも、実務家（とりわけ裁判官）にとっては何よりも事実認定が大事とされている。例えば最高裁判所上席調査官や高松高等裁判所長官などを歴任してきた福田剛久は、学説が「一定の設例 […] を前提として法解釈論が展開される」のに対して、「実務は法解釈論の対象となる設例を確定すること、すなわち事実を認定することが中心」（福田 2007: 69）にあるとする。福田（2007）以外にも、法実務家による「学説と実務」について書いた論文は決して少なくないが、それらは押し並べて——そしてしばしば学説との対比を伴って——認定事実の重要性を説いている。

もちろん、実務において学説が必要とされる場合があることも言われる。それは例えば参考となる判例がない場合や、総合判例研究に裏打ちされた「判例理論」を知りたい場合である（清水 2007: 75）。司法研修所所長や最高裁判事を歴任した松田二郎によると、東大の民法学者たちによって運営された「判例民事法」の裁判官に対する影響は大きく、「判例民事法」により「支持された判例は、多くの裁判官に対して信用を獲得」したという（松田 1967: 109）。この松田の表現を鵜呑みにするわけにはいかないが、いずれにせよ以上の場合に限られず実務家にとって重要なのは、ある法的論証が請求あるいは審理に規範的説得性を持たせるコミュニケーション手段として有用であるか、であろう。裁判官においても、どれほど事実認定が実務において重要であるといってもその事案の判断を最終的に法的な概念及び用語といった「共通言語」（井上 2024: 96; 藤田 2016: 60）がなければ、それは画竜点睛を欠くと考えられている³。

以上の認識から、本稿では学説の実務に対する「影響」を「説得にあたっての有用性」という観点から捉えることにする。そのような把握は、判決文中の、ある学説の要素を含んだ、すなわちある学説に類似した論証が出現している理由を、その学説が論証にあたって有用であるから、と推測することを促す。そして本稿は相関関係説あるいはその要素が判決文中にどの程度見られるかを分析することを通じて、如上の意味での相関関係説の実務への影響を考察していく。

3 法実務における法的論証の意義について、佐藤岩夫と千葉勝美の最近の対談（佐藤他 2025）は大変示唆的である。千葉が率直に（あるいは赤裸々に？）リアリズム的思考をもって語る裁判官の法的判断のプロセスを、佐藤は次のように理解する。すなわち、「妥当な結論を発見するプロセスとその結論を法的に正当化するプロセス」の往還であるとする（佐藤他 2025: 70 [佐藤発言]）、千葉も、この2つのプロセスの往還を——ただし前者が先行するとされるが——認める（佐藤他 2025: 71 [千葉発言]）。

Ⅲ. 相関関係説について

Iでも述べたように、相関関係説とは民法709条の解釈論である。同条は一般的不法行為責任を包括的な要件の下に置いている。2005年の現代語化以前は、民法709条は「故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」と規定されていた。1898年の民法典の制定以来1920年代前半に至る学説では、条文中の「権利」概念を厳格に解する立場が通説であったが、これにはドイツ民法学の強い影響——いわゆる「学説継受」(北川1968: 25)——が指摘されている(平井1971: 361)。

「権利」概念を厳密に解する考え方は、当時の判例(大判大正3・7・4刑録20輯1360頁)でも採用された。この判決では浪曲のレコードの無断複製・転売が問題となったが、浪曲には著作権もなく、他に取締法もないために無断複製・転売は権利侵害に当たらないとされた。これとは対照的に、権利概念により柔軟性を持たせようとした判例(大判大正14・11・28民集4巻1710頁)も登場する。この判決では権利侵害の意義を問題とした。判決では、民法709条における権利概念には、すでに確立している・厳密な意味での権利(「具体的権利」)のみならず、「吾人ノ法律観念上其ノ侵害ニ対シ不法行為ニ基ク救済ヲ与フルコトヲ必要トスト思惟スルノ利益」も含まれるという立場を示した。

権利概念をめぐる判例の「転回」に対しては、学説も比較的好意的に受け止めた。上述した「判例民事法」において末弘厳太郎は、前掲大正14年判決を「吾国の不法行為法上頗る注目し値すべき画時代的重要なる判例なりと言はねばならない」(末弘1926: 121)としている。学説も権利概念を柔軟に解する法解釈論を展開するようになった。その頂点こそが相関関係説に他ならない。相関関係説とは我妻栄らによって構築された法解釈論である。この学説の最大の特徴は、不法行為責任の要件である「権利侵害」を「違法性」と読み替えた上で、違法性の判断基準を定式化する点にある。もっとも、権利侵害を違法性と読み替える解釈論そのものは、我妻のオリジナルではなく末川博(1930)によるものである。しかし末川(1930)に対して我妻は、違法と権利侵害の関係という問いを末川が「抽象的理論的な法律の本質論をもって答えている」と評し、「未だどこか物足らぬ感がしないであろうか」と問いたす。そして「歴史的発展を追いつつ比較法制をもっと具体的に試みて、近代社会の歴史的背景の下に、各種の法益につき権利侵害と法規違反と良俗違反とが互に交渉し合った理論を辿る方途に対して我妻は「大なる価値を置く」(我妻1969a: 114-115)。この方途の結晶が、違法性の判断基準としての相関関係説ということになる。我妻は言う。

「私も亦権利侵害なる要件は加害行為の違法性あることを意味すると解する説に従ふ。然し、違法性の有無は超法規的価値判断の問題であるから、一方その内容の硬化せざることを努むべきであるが、同時に、その判断の擅恣となることを厳にいましむべきである。係る目的の下に、我々は違法性決定について一応の準繩を定める必要がある。そして、私は、これを被侵害利益の種類と侵害行為の態容との相関々係に於て考察するを至当なりと思ふのである。」(我妻 1937: 125)

まず冒頭で、我妻は権利侵害という要件を加害行為の違法性と読み替える末川の学説に賛同する。しかしこの違法性要件は不法行為責任の当否の判断に際して柔軟性を促すものである一方、ともすれば裁判官の恣意性を制御することができなくなる。近代資本主義社会における法的な取引の安全(計算可能性)を保障するためには、この恣意性は障壁となると我妻は考えたのだろう。そこで違法性を決定するに際しての「一応の準繩」として、「被侵害利益の種類と侵害行為の態容との相関々係」を我妻は挙げるのである。

この相関関係について、我妻は次のように説明する。

「当該加害行為の被侵害利益に於ける違法性の強弱と加害行為の態容に於ける違法性の強弱とを相関的・総合的に考察して最後の判断に到着すべきである、例へば既存の法律体系に於て絶対的な権利と認められるものを法規違反の行為によつて侵害するときは違法性は最も強くなる。又新たなる社会関係の裡に生成しつつある権利を権利の行使によつて侵害するときはその違法性は最も弱くなる。従つて、権利としての対世的効力弱きか又はその内容な漠然たるものつてはその侵害行為の態度が特に考慮せられなければならないことになる。」(我妻 1937: 126)

すなわち我妻は、不法行為責任の判断に際して2つの違法性を勘案する必要があるとする。1つは被侵害利益における違法性の程度であり、被侵害利益の要保護性から見た違法性と言える。我妻の説明では、絶対性を有する権利(所有権がその典型例である)への侵害は違法性が強く、絶対性を有さない債権や精神的利益については、侵害行為の違法性も考察することで総合的に違法性の有無を決定できるとする。もう1つが、侵害行為における違法性の程度である。我妻は、「刑罰法規違反行為」・「その他の禁止法規又は取締法規違反行為」・「公序良俗違反の行為」の三つのカテゴリーに違反行為を区別し(我妻 1937: 142-143)、それに対応させて加害行為における違法性の程度を示している。加害行為における違法性の程度は、刑罰法規違反行為が最も強く、公序良俗違反の行為が最も弱い。

我妻が以上のような相関関係説を唱えた背後には、不法行為法の目的論がある。それが

「損害の公平な分担」である。不法行為法の「指導原理」が「個人の自由活動の最小限度の制限たる思想から、人類社会に於ける損失の公平妥当なる分配へ」の推移するにつれて、不法行為責任の要件が「故意過失及び権利侵害」から「違法性」へと推移する、というのが我妻の見立てである（我妻 1937: 95）。つまり、近代社会の初期においては個人の自由に対して最小限度の介入のみ許されなかったために、不法行為責任には故意過失とそれによる「権利侵害」という要件が必要であった。しかし産業化の進展に伴い、法も「社会共同生活の全体的向上」を理想とする局面に入った。その中で不法行為法は損害の公平妥当なる分配を達成するための法制度として見るべきである。これが我妻による不法行為法の目的論である。そしてこの目的を実現させるための法解釈論として、相関関係説は位置付けられるのである。もっとも、この目的論そのものは我妻独自のものではないが、それでも我妻がこの目的論を踏まえて上記の解釈論を展開したことにより、つまり我妻が不法行為法の目的論と解釈論の両方を矛盾なく展開したことにより、「損害の公平なる分担」という目的論は現在の裁判実務の状況に大きな影響を与えていると考えられる（前田 1996: 897 参照）。

このように不法行為法の目的論として「損害の公平なる分担」を位置付けることは、不法行為の成立が認められた上での賠償範囲の画定という問題についても基礎付けを与える。賠償範囲の画定という問題とは、要するに加害行為によって生じた損害をどこまで含めて賠償責任を負わせるかという問題である。例えば加害行為によって生じた損害全てを加害者に負わせるという立場をとれば、加害者が予期していないで生じた損害にまでその賠償範囲が及ぶことも考えられる。我妻によるとこのような場合に「その全損害を賠償せしむることは甚しく公平に反する」（我妻 1937: 201）という。いわば事実的に因果関係を捉えるのではなく、その加害行為が行われる場合に通常生ずるであろうと考えられる範囲の損害のみを賠償の範囲とする立場もある。これがいわゆる「相当因果関係」という因果関係の捉え方である。因果関係を相当因果関係として捉えるという考え方は判例・通説ともに承認されてきたが、我妻は「損害の公平なる分担」によりこの考え方を基礎付けると同時に、実際の適用においては「公平の原則に訴へて妥当な解決をしなければならない」（我妻 1937: 203）とする。

相関関係説は、我妻の後進である加藤一郎（1974; 初版 1957 年）や四宮和夫（1987）により受け継がれたが、これらは基本的には以上の我妻の議論を基礎としている。1963 年には『判例コンメンタール』（我妻他 1963）が刊行され、1970 年代前半時点では相関関係説の支配はゆるぎないとされた（平井 1971: 375）。戦後の実務でも、加藤（1974）などの『法律学全集』や我妻他（1963）などの『判例コンメンタール』といった、判例や資料を豊富に引用した上で法解釈論を展開した文献は評価が高く、実務家が参照すべきものであると

されている（最高裁判所事務総局編 1961⁴: 91;『法律学全集』などの「法学全集」については、荒邦 2025 参照）。相関関係説については、例えば法務省法務局員を対象とした研修素材（法務省民事局 1971: 143）などにおいては、末川や我妻の名前を明示し、相関関係説の理論枠組みを用いた一般的不法行為の成立要件が講述されている。一般的に、裁判実務において我妻の民法学を「参考とせざるを得ざる程の大権威を確立」（山田 1974: 148）していたと評されることからすると（この評価にはもちろん誇張の側面があるが）、相関関係説も実務にとっても無視できない存在感を有していたことが窺える。

もっとも 1970 年代以降、相関関係説に対して批判的な有力説が登場する。まず挙げなければならないのは、相関関係説は裁判実務に対して法解釈論的な影響を与えていなかったとする平井宜雄の議論（平井 1971）である。平井（1971）は、1970 年までの日本の判決文を渉猟し、裁判実務における「過失」理解や「違法性」理解についての相関関係説からの離反を描く。ただし、後の研究では、この有力説の分析は一面的であり、取引・手続が介在する侵害や身体・財産以外の利益に対する侵害においては違法性概念が多面的な形で機能しているとする研究（瀬川 1998）もある。判例でも例えば夫婦の一方と肉体関係を持ち同棲するに至った第三者の夫婦間の未成年の子に対する不法行為責任が問題となった事案（最判昭 54・3・30 民集 33 卷 2 号 303 頁）では、夫婦の一方の配偶者と肉体関係を持った第三者は、故意又は過失がある限り他方の配偶者の夫又は妻としての権利を侵害し、その行為は違法性を帯びるとしている。このような違法性理解は、相関関係説の記述を前提としているように思われる。

IV. 対象と方法

1. 対象

以上の問題意識と認識とに基づき、本稿では不法行為法の判決文を対象として、そこに相関関係説がどの程度顕現するかを分析する。本稿の分析対象は、不法行為法の根幹である民法 709 条を参照する高等裁判所の判決文になる。

高等裁判所の判決文を分析の対象とした理由は、次の 2 つである。第 1 に最高裁判所の

4 同書は元来裁判所書記官研修所における研修教材として作成されたが、その高い質から執務上の参考にもなると考えられたため、最高裁判所事務総局から訟廷執務資料として印刷されたという経緯を有する。同様の理由から司法修習生にとっても有益であると判断され、司法研修所でも流布された。ちなみに東京大学法学部研究室図書室では、司法研修所で流布されたバージョンの複写が保管されている。

判決文数より多く、計量テキスト分析を行う意義も出てくると考えるためである。計量テキスト分析の利点の1つは、情報の縮減にあると思われる。日本の最高裁判所の判決文の場合、（少なくとも公開されている範囲では）あるテーマに関する判決文は相対的には少量である。また、最高裁判決文の分析にあたっては、最上級審として妥当な結論及び理由付けがなされているかを検証することがとりわけ重要になる。その検証の作業として、従来の法律学が採用してきた判決文の精読は揺るぎないものだろう。そうであるとすると、高裁の判決文より数の多い地方裁判所・簡易裁判所の判決文を対象にすべきであると思われるかもしれない。この点は第2の理由に関わる。すなわち、地裁・簡裁の判決文も高裁の判決文と同じように判決文データベース等で公開されているものもあるが、そのような判決文は特に重要性があると評価されたものに限られる。大半の地裁の判決文はそもそも非公開であり、非公開のものも含めた判決文の蒐集には多大な労力が必要になる⁵。要するに、公開されている地裁の判決文を分析の対象としてもそれは全ての地裁の判決文をランダム・サンプリングにより抽出されたものとは程遠い。そうであるとすると、地裁の判決文よりも高裁の判決文の方が相対的には対象としての偏りがまだ少ないと考えられる。これらの理由から、高裁の判決文は探索的な計量テキスト分析をするのに適していると言える。本稿はこのような判決文を「不法行為判決文」とし、分析の対象とする。

判決文のデータベースとして、本稿はLEX/DBを用いる。LEX/DBはさまざまなデータベースの窓口を提供しているが、本稿は1875年（明治8年）の大審院判例から今日までに公表された裁判例を網羅的に収録したフルテキスト型（判例全文情報）データベースである「判例総合検索」を用いる。判例総合検索はフリーキーワードや裁判年月日・民刑区分・参照法条等を検索者が自由に指定して検索することができる点で、判決文の蒐集に当たっては非常に使い勝手がよい。

ただし判決文データベースにおいても、過去の判決文が全て・網羅的に収録されているわけではないことに注意を要する。確かに相当数の判決文を収録した民間企業が提供するデータベースはいくつか存在するものの、それは全ての判決文の氷山の一角にすぎない。LEX/DBに限られず、一般的な有料データベースは年間2500～9000件の判決文が搭載さ

5 2016年度から2020年度にかけて法社会学者を中心とした全国的かつ大規模な社会調査である「民事紛争全国調査プロジェクト2016-2020」（当該プロジェクトの概要については、佐藤他2023参照）の一部に、民事訴訟記録調査がある。民事訴訟記録調査の対象となったのは、全国の地方裁判所における第一審通常民事訴訟記録1501件——これは、2014年1月1日から同年12月31日の間に終局した事件からランダム・サンプリングによって抽出された——である。事件記録のうち重点的に閲覧されたのは、表紙・訴状・期日調書・判決正本・和解調書である。これらを閲覧するにあたり、地裁を巡って所定の事件記録閲覧請求手続をする必要があった（飯田2020:8）。すべての判決文が公開されていない現時点では、このような地道な方途が必要であり、それには人的・経済的資源をかなり要することは言うまでもない（ちなみに当該プロジェクトは科学研究費補助金基盤研究（S）の助成を経て行われた）。

れるのに対して、年間の既済事件総数は約 350 万件である (いしかわ 2016: 147)。これは割合にして全体の 7~26%にしか相当しない。LEX/DB の場合、データベースに搭載する判決文の情報源は、『最高裁判所民事判例集』などの公的公刊物や、『訟務月報』などの官庁刊行物あるいは『判例時報』・『判例タイムズ』などの私的な「判例雑誌」が、主たるものである。要するに一元的な情報源から判決文が収録されているわけではなく、多元的な情報源を通じて判決文データベースの構築・充実を図るという戦略を採っている。しかしその情報の収集・編集の基準が明らかにされているわけではない (いしかわ他 2016: 33 参照)。判決文の限定性及び (就中時代的な) 偏頗性も指摘されているが (飯田 2021: 21)、深刻なのはデータの偏りを分析者が把握・説明できないことである。したがって、例えば裁判所の「通時的構造」などを実証的に満足のゆく形で描くことは——少なくとも現時点では——不可能である。それに代わり本稿では、相関関係説の顕現度合いを類型化し、諸類型に特徴的な語や単語のネットワーク構造の比較を通じて、諸類型の差異を明らかにすることをひとまずの目的とする。

本稿は次の条件で、高等裁判所の判決文を検索・蒐集した。判例総合検索において、①フリーキーワードとして「損害賠償請求」かつ「不法行為」を、②参照法条として民法 709 条を、そして③裁判の種別として「判決」を、それぞれ指定した。対象とする期間は裁判年月日を 1945 年 9 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日までとした⁷。そして検索にヒットした判決のうち、行政事件ではない民事事件を、本稿が依拠する不法行為判決文として抽出することとした⁸。その結果、高等裁判所の判決文 1814 件⁹が、分析の対象となった。一般的に日本の判決文は判決の主文と判決理由により構成される。本稿が対象とする法解釈論は、判決理由において展開される。したがって本稿では、不法行為判決文中の「理由」あるいは「判決理由」を分析のデータとすることにした。なお判決文中に「事実」と「理由」が形式的に分割されていない (「事案及び理由」という様式のような) 場合もある。そのような判決文については、「事実及び理由」欄の「当裁判所の判断」あるいは「争点に対する判断」を上記「判決理由」の等価物とみなし、これを抽出した。

6 日本でも、判決文の網羅的なデータベース公開が省庁有識者会議のレベルで検討されている。2022 年 10 月には「民事判決情報データベース化検討会」が法務省に設置され、民事裁判に関する情報の網羅的なデータベースの構築について議論が積み重ねられている。その議論は「民事判決情報データベース化検討会報告書」(<https://www.moj.go.jp/content/001423117.pdf>; 2024 年 11 月 28 日最終閲覧) の形で取りまとめられている (同報告書の概要の紹介として、石田・大久保 2024 参照)。この検討会での取り組みが奏功すれば、計量テキスト分析が活躍する場面は飛躍的に大きくなるだろう。

7 戦前の判決文も含めた分析は有益かもしれないが、戦前における下級審の民事判決文がデータベース化されていない (就中大正期以降) ことに鑑みて断念せざるをえなかった。

8 なお LEX/DB 内の判決文「全文」の中には、判決文の一部のみしか示されないものがあつたが、本稿はこれらも分析対象として扱った。

9 高等裁判所の判決文のうち、2005 年に設立された知的財産高等裁判所によるものは除いた。

2. 方法

(1) 分析枠組

Iで紹介した民法判例研究から示唆されるように、事案の種類ごとに相関関係説の影響度合いは異なる方と考える方がより妥当である。これに加えて、相関関係説のいかなる要素が実務に影響を与えているかも重要なポイントである。IIIで示したように、相関関係説で「違法性」概念と並んで重要なのは「損害の公平妥当なる分担」という不法行為法の目的論である。「違法性」概念などを用いているという狭義の相関関係説の影響の有無のみならず、「損害の公平妥当なる分担」という相関関係説の提唱する価値を追隨するか否かも重要な要素である。

以上の認識を踏まえると、相関関係説の影響度合いあるいは判決文中の顕現度合いについて、次の4つの類型を考えることができる。第1に、相関関係説の狭義の解釈論的要素も目的論的要素も顕現している判決文である。第2に、相関関係説の狭義の解釈論的要素は顕現しているが目的論的要素は顕現していない判決文である。第3に、相関関係説の狭義の解釈論的要素は顕現していないが目的論的要素のみは顕現している判決文である。第4に、狭義の解釈論的要素も目的論的要素も顕現していない判決文が考えられる。以上の四類型を本稿ではそれぞれ「追隨型判決文」・「解釈論追隨型判決文」・「目的論追隨型判決文」・「非追隨型判決文」と呼ぶことにする(図1も参照)。

相関関係説の顕現度合いを以上のように4つに類型化し、それぞれの類型の言葉上の差異を比較や、事案類型との関連を分析する。

	目的論的に追隨	目的論的に非追隨
解釈論的に追隨	追隨型	解釈論追隨型
解釈論的に非追隨	目的論追隨型	非追隨型

図1 影響の四類型

(2) 分析手順

具体的な計量テキスト分析に際して、本稿では計量テキスト分析のためのフリー・ソフトウェアであるKH Coderを用いて(KH Coderについては、樋口2020を参照)、不法行為判決文においてどの程度相関関係説が見られるのかを分析していく。

分析の前準備として、データとして得た不法行為判決文に形態素解析¹⁰を行う。形態素

解析を通じて、不法行為判決文が単語の次元で区切られると同時に、品詞が特定される。形態素解析はKH Coderで自動的に実行することができるものの、複合的に意味をなす言葉も分解してしまうことがある。このことは、しばしば複合語により構成される日本の法律用語に対しては致命的である。例えば「意思表示」という法律用語は「意思」と「表示」という言葉の複合により成立しているが、「意思表示」という用語そのもので独特の法律学的な意義を有する。そのため「意思表示」という用語を抽出すべきであるところ、形態素解析では「意思」と「表示」という言葉に分解されてしまう。これは、KH Coderで利用できる形態素解析ソフトウェアの内蔵辞書が法律用語に対応していないことが原因である。

しかしこの点KH Coderはデータの形態素解析の段階で、分析者が指定した「文字列」を強制的に「語」として抽出することができる。本稿においても、例えば「不法行為」や「損害賠償」という複合語が重要になる。本稿においては、不法行為法及び相関関係説に関連する言葉を強制抽出した¹¹。

強制抽出とは逆に、本稿の分析において有意味ではない言葉も、KH Coderは「語」として認識することがある。例えば「右」という言葉は判決文でしばしば出てくるが、これは本稿の問題関心にとってはレレヴァントではない。KH Coderは前処理の段階で、そのような言葉を除くことができる。そこで本稿では抽出語上位リストを参照しながら、判決の実体法的内容と関わりを持たない「語」をいわゆるストップワードとして指定した¹²。

以上の前準備を経て、具体的な分析に移る。まず不法行為判決文全体でいかなる語彙が頻出するか、語彙とその頻度を確認する。また、相関関係説に特徴的な用語が判決文中いかなる語と関連を有するかを、KH Coderの「関連語検索」を用いて分析する。その後、不法行為判決文を上述した相関関係説の顕現度合いの四類型がいかなる程度で見られるかを、KH Coderのコーディングルール¹³を用いて示す。コーディングルールに相関関係説

10 形態素解析とは、文章を有意味な最小単位（＝形態素）に分割し、形態素の品詞も特定する作業であり、自然言語処理の1つである。この形態素のことを樋口他（2022: 30）は「語」と呼んでいる。本稿においても、「語」はこのような意味で用いることにする。

11 強制抽出した言葉は以下の通りである。

不法行為、損害賠償、責任、権利侵害、違法、違法性、阻却、故意、過失、善管注意義務、相関関係、被侵害利益、侵害行為、態容、法規違反、公序良俗違反、相当因果関係、損害、衡平、公平、妥当、公平妥当、分担

12 ストップワードは以下の通りである。

主文、判決、控訴、原審、本件、認める、右、原告、被告、主張、平成、昭和、前記、上記、記載、認定、場合、判断、次、基づく、考える、甲、乙、ア、イ、ウ、旨、供述、同月、明らか、ほか、他、前、期間

なおドイツ連邦憲法裁判所判決文を対象としたトピックモデル分析においても、類似したストップワード処理を行っている（Wendel et al. 2022: 512）。

13 樋口らによると、コーディングルールとは「指定した条件が満たされれば、ある概念が出現していた

に特徴的な語を組み入れることにより、相関関係説の顕現度合いを測る物差しにすることができる。そのように考えたときに、何を「相関関係説に特徴的な語」として取り上げるかが問題となる。Ⅲで行った検討から、狭義の解釈論的要素として「違法性」・「相関関係」「相当因果関係」が、目的論的要素として「公平（衡平¹⁴）」が、特徴的な語の候補として挙げられよう。しかしこのうち「相関関係」については、不法行為判決文において「相関関係」という言葉が出てくる数は極端に少なく、さらに出てくるとしても統計分析において用いられる相関関係の用語法であり、相関関係説が想定する用語法とは明らかに異なるものが多い。不法行為判決文中の相関関係説に関連する語を検索すると、「定量」・「疫学」・「実験」・「有意」など自然科学的な語が上位にヒットする。このような事情から、本稿では相関関係説の影響度合いの指標として「相関関係」という言葉の有無を勘案しない。この四類型を次のコーディングルールによって表現した（図2）。

<p>* 追随型 違法 and 相当因果関係 and (公平 or 衡平)</p>
<p>* 解釈論追随型 違法 and 相当因果関係 and not (公平 or 衡平)</p>
<p>* 目的論追随型 not 違法 and not 相当因果関係 and (公平 or 衡平)</p>
<p>* 非追随型 not 違法性 and not 相当因果関係 and not (公平 or 衡平)</p>

図2 本稿で用いるコーディングルール

もちろん本稿が設定したコーディングルールには、その妥当性も含めて議論の余地がある。Ⅴでも述べるが、例えば「違法」などは多義的に用いられる。しかし、だからこそ、計量テキスト分析により可視化された情報を元に、各類型に属している判決文も適宜精読

と見なす」ルールのことをいう（樋口他 2022: 73）。例えば「*露天風呂が絶景：露天風呂 and 絶景」というのがコーディングルールの1つだが、これは文中に「露天風呂」かつ「絶景」という語が入っていると、その文は「露天風呂が絶景」というコンセプトを表すと見なす、ということを示す。このようにコーディングルールとは、テキスト内で出てくる語の繋がりを集計することができる分析ツールであると言える。ちなみにこの他にも、コーディングルールは語の有無や語の出現回数、連続した語、そして語の順序も、条件として指定することができる（樋口他 2022: 83）。

14 我妻（1937）で展開された「損害の公平なる分担」という不法行為法の目的論は、ドイツのJ・W・ヘーデマンの「具体的衡平の原則（Prinzip der konkreten Billigkeit）」に大きく影響を受けている（我妻 1969b）。そこで本稿では、「公平」と「衡平」を同じものと見なした。

していくことが必要になる。計量テキスト分析による遠読と実際に判決文を読むという精読は、対立するものではない。このような理解は、KH Coderの生みの親である樋口耕一が主張する計量テキスト分析の姿勢にも通底する。すなわち判決文などのテキストとは質的なデータの1つであるため、素データから分析者が重要であると考える箇所を取り上げ解釈するという質的な方法で分析されることが多い。しかし樋口は、そのような質的なテキスト解釈の前段階で量的方法の次の2つの利点を活用することが望ましいと主張する(樋口 2020: 5)。それは1つには、質的方法によるデータの分析の信頼性ないしは検証可能性を有しているという意味での「客観性」を有する分析を行うことができることである。もう1つは、量的方法によって広範に・そして探索的にデータを解析することができるために、データの「質的側面」が明らかになる場合があるということであるという。ここで言うデータの「質的側面」とは、データの全体像や概観といった意味合いもあるが、より重要なのは質的なデータ分析を行うにあたってどのデータを選ぶかという選定基準として、量的方法によるデータの探索・要約が役立つということである。「つまり、量的分析によって、多くのデータの中から人間が詳しく読むべき箇所を見つけられる」(樋口 2020: 7)のである。樋口が説くような量的方法と質的方法の循環性という反省的姿勢を基礎としているかはともかく、同様の方法論的態度はカナダ最高裁判決文を対象とした計量テキスト分析の研究プロジェクト(Alschner et al. [eds.] 2024)の中でも示されている。すなわち、判決文をデータとして扱うことにより、判決文全体についての鳥瞰的視点(bird's-eye view)を手に入れることができ、これと詳細な判決文の(テキストの直接の解釈による)質的分析を組み合わせること——この組み合わせは混合研究アプローチ(mixed-methods approach)とされている——により、分析は最良のものになると主張される(Alschner and MacNeal 2024: 14)。いずれにせよ、確かに本稿におけるコーディングルールにより測定される物差しは不十分であるが、不法行為判決文というデータの探索的解析には一定程度資するのではないかと思われる。本稿はそのような認識を踏まえて、計量テキスト分析を踏まえて素データである判決文も読むことにする。

(3) 自己組織化マップによる各類型の特徴の可視化

このコーディングルールに基づき、コーディングルールにヒットした判決文を類型ごとに振り分けて整理した上で、各類型の特徴それぞれの特徴を示す。あるテキストデータの全体的特徴を可視化する方法は様々考えられるものの、本稿では影響の四類型それぞれの特徴の可視化にあたり、自己組織化マップを採用する。

自己組織化マップを用いた分析は、少なくともメジャーなものではない。もちろん日本の法社会学研究の中でも、KH Coderを用いた計量テキスト分析によるデータの整理・分

析が行われてきている。例えば法社会学者を中心とした大規模な民事紛争の共同研究である「民事紛争全国調査プロジェクト 2016-2020」（その成果集として、佐藤他編 2023; なお注 4 も参照）ではいくつかのサーベイ調査が行われたが、調査票には自由回答欄が設けられていた。その分析にあたって、コーディングルールを用いたクロス分析（佐藤 2023 [2018 年民事訴訟当事者調査]）、頻出語の階層的クラスター分析（飯田 2023 [2017 年訴訟利用調査]）あるいは頻出語の共起ネットワークおよび対応分析（菅野 2023 [2017 年紛争経験調査]）が、それぞれ用いられている。また、21 世紀の日本の法システムの制度的側面に様々なレベルで変化を与えてきた司法制度改革に対して法社会学はどのように議論してきたのかについて、2001 年から 2018 年までの間に日本法社会学会の機関誌『法社会学』に掲載された論文の題名及びキーワードの計量テキスト分析により明らかにしたものもある（高橋 2020）。そこでは語と語の関連性に分析の焦点を当てており、KH Coder が用意している共起性ネットワークが用いられている。論文の計量テキスト分析は他にも、日本の法社会学者である川島武宜の理論を引用する中国の論文が経年によりそのテーマも変わっていることを、論文の公表年を外部変数とした対応分析により示すものもある（郭 2022）。このように KH Coder を用いた計量テキスト分析は行われてきているものの、自己組織化マップはその有用性も含めて検討されていない。

そもそも自己組織化マップ（Self-Organizing Map; 以下では「SOM」とする）とは、教師なしニューラルネットワークの 1 つである。もともとは脳の機能局在の自己組織的な高次元的な分化現象を二次元で説明する数理モデルであるようだが（コホネン 1988=1993）、KH Coder の開発者の樋口は文書空間も高次元空間であることに着目し、計量テキスト分析に応用している。SOM により、いかなる語が文章中に多く見られたのか、そして近くに布置されている語の組み合わせを見ることで、いかなる語同士が類似した文脈で用いられているのか、を読み取ることができるという（樋口 2020: 24）。SOM では語の構造化はもちろん、文書空間内部のクラスタリングも行うことができる。

主成分分析や対応分析などの他の計量テキスト分析と異なる点として、SOM では軸の解釈ができないため、語と語の距離について言えることが限られることが指摘される。川端・樋口（2003: 169）はこの点がデメリットとなる場合もあるとしながら、文書空間という高次元空間を二次元平面上に表現可能である点、そして樋口らの分析が「初動探査」という意味合いが濃い点を理由として、SOM を採用している。

本稿も如上の理由から、SOM を用いた計量テキスト分析を採用する。具体的には、影響の各類型における頻出 140 語を用いて SOM を作成した。2025 年現在、KH Coder が提供している SOM はクラスタリングも自動的に行ってくれるが、クラスタリングの数については、分析者が決定することになっている。本稿では KH Coder がデフォルト設定し

ているように、語を8のクラスターに分けることにした。

V. 分析

1. 不法行為判決文の全体概観

不法行為判決文 1814 本の形態素解析により、10,276,305 語の語が抽出された。このうち、異なる語は 47,106 語ある。

表 1 は、不法行為判決文に頻出する語の上位 100 語とその頻度を示したものである。これを見ると、全ての語の中で「取引」が最も頻繁に出てくることがわかる (20,546 回)。

語	頻度	語	頻度	語	頻度	語	頻度
取引	20546	相当	6011	費用	4328	被害	3720
事実	16965	商品	5567	一般	4316	手術	3711
証拠	14538	過失	5545	報告	4314	土地	3704
請求	14217	病院	5409	証人	4313	存在	3685
損害	13143	状況	5396	検査	4218	情報	3638
行う	12222	利益	5377	原因	4192	経過	3633
受ける	11531	使用	5358	事件	4176	それぞれ	3622
会社	11502	得る	5294	検討	4172	評価	3559
理由	11495	採用	5281	方法	4171	調査	3538
契約	10730	支払	5258	原	4143	目的	3443
義務	10148	生じる	5216	その後	4123	合計	3434
事故	9181	加える	5148	違法	4097	死亡	3434
説明	9120	状態	5038	業務	4050	価格	3427
行為	8724	改める	5015	投資	4006	管理	3412
関係	8220	訴訟	4978	人	3915	作業	3407
結果	7953	事情	4915	本人	3888	照らす	3392
内容	7788	損害賠償	4893	保険	3871	問題	3390
医師	7756	確認	4785	証券	3841	実施	3376
部分	7230	労働	4771	株式	3829	相当	3354
不法行為	7138	求める	4669	危険	3801	権利	3332
同年	7103	障害	4638	建物	3790	考慮	3322
責任	6708	治療	4528	担当	3776	述べる	3318
必要	6563	違反	4527	前提	3769	注意	3316
発生	6395	亡	4352	弁護士	3739	賠償	3312
可能	6322	症状	4334	売買	3735	含む	3307

表 1 不法行為判決文中の上位 100 の頻出語

また、「契約」(10位;10,730回)や「医師」(18位;7,756回)。もっとも、語の出現頻度が必ずしも語の汎用性を意味するわけではないことには注意が必要である。例えば取引行為が問題となる事案では、「本件取引」あるいは「当該契約」といった形で判決文中に繰り返し言及されるという場面は、想像に難くない。このようにある特定の事案にのみ関わりと推測できる語が頻出語の上位にある一方で、「損害」(5位;13,143回)・「義務」(11位;10,148回)・「不法行為」(20位;7,138回)など、不法行為に基づく損害賠償請求で通常出てくる法律用語も上位を占めている。これらの語は、ある特定の事案に関わる不法行為判決文中に集中的に言及されているというよりも、様々な事案の中で言及されており、それが堆積した結果頻出語の上位に登場していると考えた方がよいだろう。

相関関係説に関連する語の中で、表1のリストの中に入っている語として、「違法」(4,097回)がある。ただしこれだけではいかなる文脈で「違法」という言葉を用いているかは不明である。もちろん具体的な事案の中で侵害行為の違法性を判断する際にこの語を用いている判決文はあるが、例えば「原判決に所論の違法はない」といった用語法もある(例えば東京高判昭和45・10・29判タ257号161頁など)。この文脈においては、加害者の行為等についての違法性が判断されているのではなく、原審の判断の適否が違法という言葉の下で判断されているのである。表1には登場していない相関関係説に特徴的な語の中では、例えば「公平(衡平)」は372回、「公序良俗違反」などは62回それぞれ言及されている。これらに鑑みるに、少なくともこのデータ・セットにおいては、「違法」以外の相関関係説に特徴的な用語は全体的に頻出されない。

2. 相関関係説に特徴的な用語が判決文中いかなる語と関連を有するか

頻出度合いにおいて相関関係説に特徴的な用語は多くはないが、このことが直ちにそれらが重要ではないということを意味しない。この認識から、不法行為判決文中に相関関係説に特徴的な用語が他のいかなる語と関連するか、関連語検索により示す。ここでは相関関係説に特徴的な用語として、「違法」と「公平(衡平)」に焦点を当てる。「違法」・「公平(衡平)」のそれぞれに関連する語の上位30語を示したのが、表2である。

まず「違法」と関連する語のリストを見てみる。このリストを見てすぐに気づくのは、「行為」・「内容」・「理由」・「不法行為」・「義務」など、表1で示した頻出語リストの上位に登場する語が多く登場していることである。これらの語は不法行為判決文では一般的に用いられている語であるため、「違法」もその中の1つに入っているとも考えられる。と同時に、「棄却」や「採用」という語もリストの中に入っている。経験則ではあるが、「採用」という言葉は控訴人の主張が取り上げられない判決文に多い(「論旨は採用できない」

関連順	違法	公平	関連順	違法	公平
1	行為	分担	16	棄却	限度
2	性	加害	17	事情	理念
3	内容	被害	18	得る	被る
4	行う	算定	19	責任	合理
5	不法行為	利益	20	損害	生じる
6	理由	額	21	結果	金額
7	事実	相殺	22	検討	合計
8	請求	制度	23	義務	解す
9	受ける	賠償	24	照らす	補償
10	求める	規定	25	自体	控除
11	相当	基礎	26	その後	観点
12	違反	考慮	27	採用	一般
13	関係	否定	28	部分	社会
14	必要	損害賠償	29	前提	可能
15	目的	原則	30	一般	民法

表2 「違法」と「公平（衡平）」とそれぞれ関連する上位30語

など)。それに対して「棄却」という語は例えば「原審は棄却すべき」という用法で用いられる。これらはいずれも判決文の結論に関連する語である。そのような性質を有する語と「違法」との関連性が（関連の順序という点では低いながらも）あるということは、上述したような、事案の実体法的判断枠組みにおける「違法」とは異なる意味合いで「違法」という語が用いられていることが示されている。このような意味合いでの「違法」の用いられ方が示唆されている一方で、実体法的判断枠組みとの関連で「違法」が用いられていることも伺えよう。「行為」・「内容」・「違反」といった語がリストの上位に連なっている。これらの語は加害「行為」や「内容」、あるいは善管注意義務「違反」などの実体法的判断枠組みを想起させる。そのような語が「違法」という語と関連を有しているということは、不法行為責任の判断の際に違法性が考慮要素として用いられていることも示唆されている。なお、表2のリストの2番目に登場する「性」という語が異質である。この語はKH Coderでは「名詞C」と分類されている。「名詞C」とは、漢字一文字の名詞を指すものである。このことを踏まえると、ここの「性」は、「違法性」を「違法」と「性」に形態素解析で分割したことにより現れる語だと推察される。

次に「公平（衡平）」と関連する語を見ていく。リストの最上位には、「分担」の語が登場する。これは上述した相関関係説が説く不法行為法の目的論である「損害の公平妥当なる分担」に関連すると考えられる。不法行為判決文でも、この常套句の中で「公平」が用いられていることが多いことが伺える。「公平」は、とりわけ過失相殺が関連する事案で

はしばしば出てくる。例えば判例（最判昭63・4・21民集42巻4号243頁）は「身体に対する加害行為と発生した損害との間に相当因果関係がある場合において、その損害がその加害行為のみによつて通常発生する程度、範囲を超えるものであつて、かつ、その損害の拡大について被害者の心因的要因が寄与しているときは、損害を公平に分担させるという損害賠償法の理念に照らし、裁判所は、損害賠償の額を定めるに当たり、民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用して、その損害の拡大に寄与した被害者の右事情を斟酌することができるものと解するのが相当である」としている。ここでは過失相殺が「損害の公平な分担」という「理念」により類推適用されている。判例の理解が、下級審の過失相殺に関する事案でも影響を与えているのかもしれない。これに関連して、リストには「利益」・「算定」・「金額」など、賠償額決定に係る語も関連語として登場している。賠償額算定の「基礎」あるいは「原則」として、「公平」が用いられていることも示唆されている。「理念」・「一般」・「社会」など抽象的な語とも関連していることが示されているのも興味深い。

3. SOM による諸類型の可視化

ここまでは不法行為判決文全体で、全体的な特徴や相関関係説に特徴的な語に関連する語の分析をしてきた。以下では、Ⅱで示した本稿の分析枠組みに沿って、不法行為法の判決文から追従型判決文・解釈論追従型判決文・目的論追従型判決文・非追従型判決文のそれぞれを取り出し¹⁵、それらの特徴をSOMから見ていく。特徴の記述に際してはさしあたりSOMに現れる事案を見るが、適宜注目に値する点も盛り込む。

(1) 追従型判決文

追従型判決文のSOM(図3)では、事案に関連すると思われる語として、「労働」・「証券」・「勧誘」・「虚偽」・「契約」・「騒音」という語が出てくる。このうち「騒音」に関しては、騒音紛争(東京高判昭56・12・25判タ532号146頁など)と考えてよいだろう。

15 諸類型に含まれる判決文の数及び各類型の不法行為判決文全体に占める割合を提示しておく。追従型判決文の判決文数は49本で、不法行為判決文全体の2.7%にあたる。解釈論追従型判決文の判決文数は204本で、不法行為判決文全体の11.25%にあたる。目的論追従型判決文の判決文数は64本で、不法行為判決文全体の3.53%にあたる。最後に、非追従型判決文の判決文数は584本で、不法行為判決文全体の32.19%にあたる。相関関係説に特徴的な用語を含む判決文は、総じて低調である。さらに、そもそも本稿で用いたコーディングルールにいずれも当てはまらない不法行為判決文も多い。この点は改善を要する。もっとも、本稿はあくまでも不法行為判決文全体の規範構造的な特徴を把握することを目的とするのではなく、相関関係説がいかなる事案で顕現するかを探索的に分析することを目的としているため、本稿の取り組みも無意味ではないと思われる。

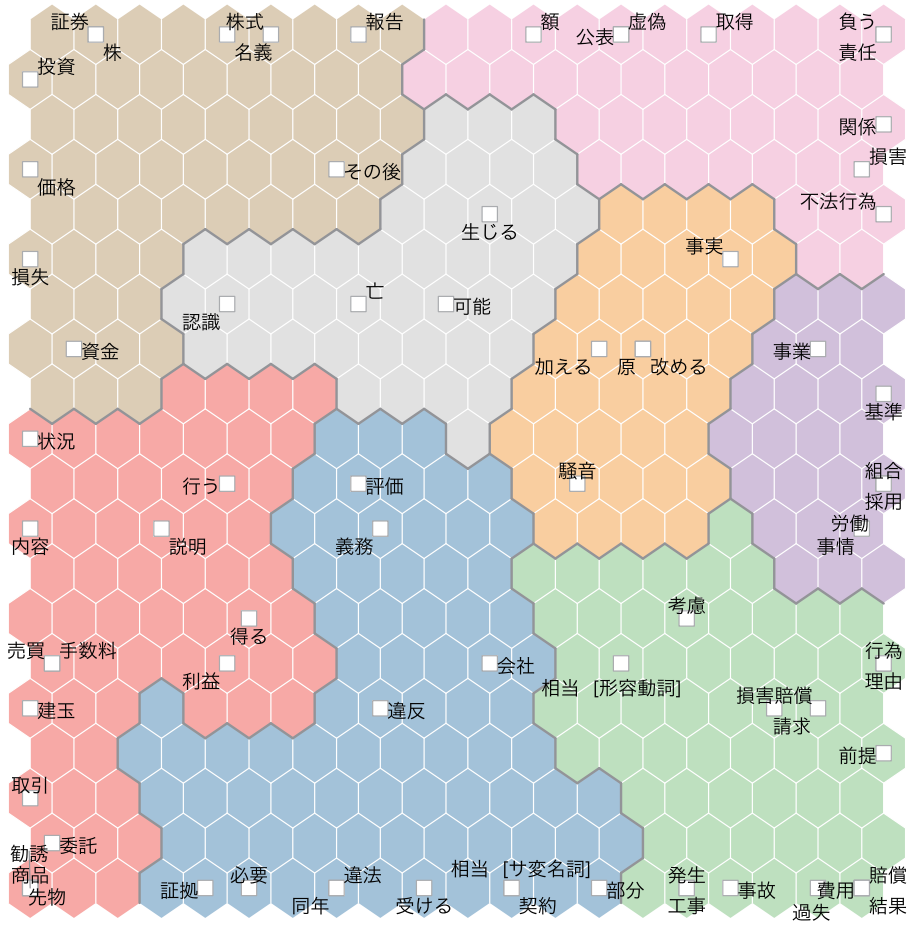


図3 追隨型判決文の SOM

「労働」とは、労働契約関係が何らかの形で問題となる事案で登場すると推測できる語である。「労働」に言及する判決文は9本あったが、その中では雇用契約関係を直接の問題とするもの（東京高判平25・9・25判時2269号108頁など）もあれば、労働契約関係そのものが問題となる事案ではないものもあった。例えば元従業員が労働契約期間中に受けたパワハラとうつ病発症との間に相当因果関係を認めた事例（大阪高判平31・1・31労判1210号32頁）などは契約期間外での損害である不法行為事案である。請負工事中の下請被用者の死亡事故についての注文者の責任が問題となった事例（大阪高判昭和56・9・30判タ457号102頁）では、「労働」という語は賠償額の算定の文脈に集中している。遺族である被控訴人が労働者災害補償保険により遺族補償を受領していることが議論の対象になっている。SOMを見ると、「労働」の近くに「組合」や「基準」があるが、これは例えばJRの労働組合員であることを理由に旧国鉄職員の採用を無効とした事例（東京高判平21・3・25判時2053号127頁）など、労働組合の加入の有無が従業員として採用される「基準」が

問題となる事案を表している。

「証券」については、「株式」・「株」や「投資」などに隣接し、さらには「報告」と同じクラスターに属していることに鑑みると、これは1990年代後半から2000年代前半に多数発生した有価証券取引の事案（福岡高判平19・4・26先物取引裁判例集48号265頁など）の存在を表している。

「虚偽」という語が登場する判決文は12本あるが、SOMを見ると、「公表」という語に隣接している。「虚偽」と「公表」は、判決文上では「虚偽公表」として出てくることが多い。そのような判決文は有価証券取引上の虚偽に関する事案であることが多いが、それだけではない。例えば、商品先物売買の勧誘（仙台高裁秋田支部判決平17・8・31先物取引裁判例集41号64頁）や詐欺（事業募集詐欺の事案である東京高判平30・5・23判時2384号361頁など）でも、「虚偽」は登場する。そのために、SOMでは「虚偽」は「証券」や「投資」などのクラスターとは異なるものに属していると理解できる。

最後に「契約」であるが、これに言及する判決文は30本にのぼる。追従型判決文の半数近くで「契約」が言及されていることになる。ただし一口に契約といっても、もちろん種々の事案が問題になっている。上述の労働契約や商品先物取引も、契約事案の1つである。これらの事案以外にも債務不履行責任と同時に不法行為責任が問われる場面は多いため、「契約」が出てくると考えられる。このように契約の債務不履行責任に基づく損害賠償請求と不法行為責任に基づく損害賠償請求の競合が問題となる事案がある一方で、契約そのものよりもそれを起因とする事情が問題となる事案もある。例えば上述の請負工事中の事故における責任の他、マンション賃貸借契約解約後の動物飼育の注意義務違反が問題となった事案（東京高判平25・10・10判時2205号50頁）や証券取引の勧誘行為の違法性が問題となる事案の他、不法行為の観点から製造物責任を問題とした事案（東京高判昭50・6・30判タ330号287頁）が見られる。

他に追従型判決文のSOMで注目されるのは、次の2点である。第1に、「過失」と「事故」・「発生」が近い位置にあることである。さらに「行為」も同じクラスターに属していることに鑑みると、「事故」の「発生」という「結果」に関連して「過失」の有無が判断されていると考えられる。第2に、「違法」は「契約」・「違反」・「義務」と同じクラスターに属していることである。換言すると、「違法」は「過失」とは異なるクラスターに属しているのである。想像をたくましくすれば、違法性判断が何かしらの偶発的な事故による不法行為事案で用いられるというよりも、むしろ何かしらの「契約」関係を多かれ少なかれ前提としてそこでの「義務」の「違反」を問題とされる局面で用いられていることを示唆しているのかもしれない。

(2) 解釈論追随型

解釈論追随型判決文のSOM(図4)では、事案に関連すると思われる語として、「労働」・「証券」・「ワラント」・「勧誘」・「営業」・「取引」・「医師」・「契約」といった語が出てくる。これらのうち、「証券」・「ワラント」・「勧誘」は同じクラスターに属しており、また語的内容的に関連性の高いものであると推察される。それに対して「労働」・「医師」も同じクラスターに属しているものの、直ちに両語の内容的な連関を見ることは難しい。

「ワラント」(新株予約権証券)は、解釈論追随型判決文において特徴的な語として現れる。もっとも「ワラント」に言及する判決文は15本であり、言及する判決文の数は少ない。「ワラント」に言及する判決文は、基本的には証券(顧問)会社のワラント取引勧誘行為についての違法性を問題にするものである。違法性を判断するにあたっては、(当時の)証券取引法49条の2¹⁶を参照した上で、証券会社及びその使用人は、投資家に対し証券取引の勧誘をするにあたり、投資家の職業・年齢・証券取引に関する知識・経験・資

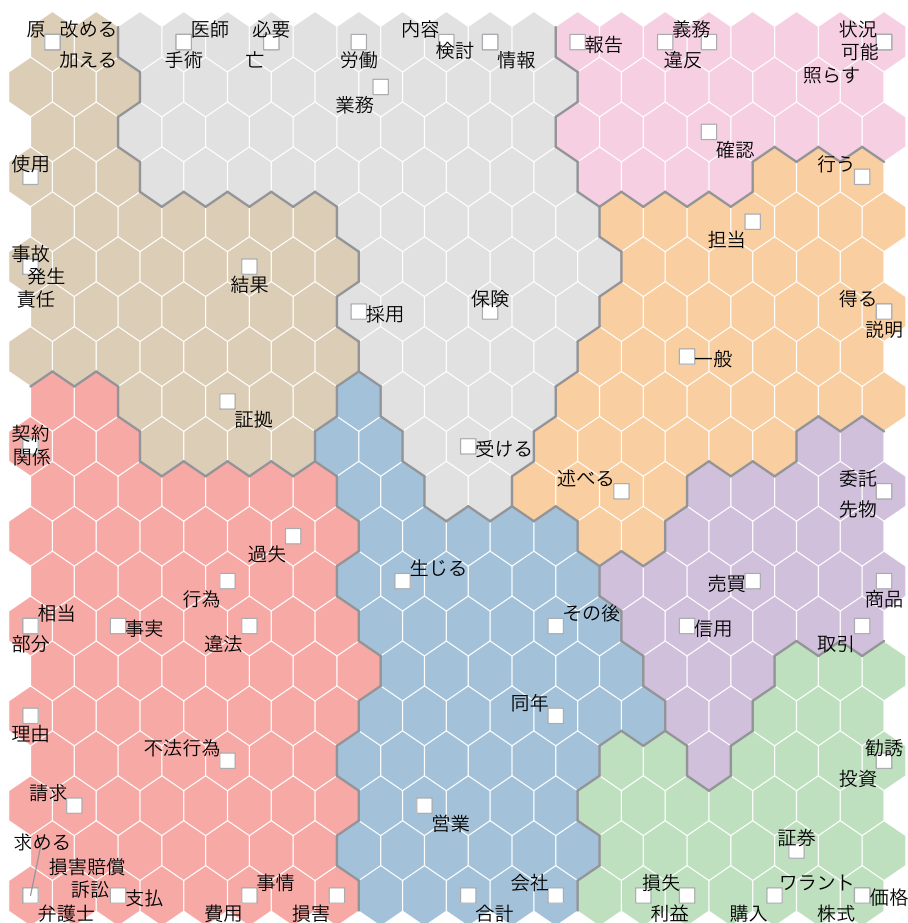


図4 解釈論追随型判決文のSOM

力等に照らした、証券取引による利益やリスクに関する的確な情報の提供や説明を行い、投資家がこれについての正しい理解を形成した上でその自主的な判断に基づいて当該の証券取引を行うか否かを決めることができるように配慮すべき信義則上の義務を負うべきであり、証券会社及びその使用人がそのような義務に違反して取引勧誘を行ったために投資家が損害を被ったときは、不法行為を構成する、としている（東京高判平8・11・27判タ926号263頁）。

「取引」も、「ワラント」とクラスターこそ異なるが類似した事案で用いられる語であると推察される。すなわち「証券」や「商品」「先物」の「取引」など、追従型判決文と同じ用いられ方がされていると思われる。例えば証券投資顧問会社の違法勧誘（名古屋高判平4・1・29判時1433号70頁）や、商品先物取引の違法勧誘（名古屋高判平25・3・15判時2189号129頁）などがそれに該当する。

追従型判決文と同様、「労働」もSOMの中に現れる。しかし解釈論追従型判決文における「労働」は、相対的に多様な文脈で登場する。まず「全労働者の平均賃金を基準に算定するのが相当である」（東京高判昭50・11・5東高民事報26巻11号217頁）というように、逸失利益の算定の場面でよく出てくる。この裁判の原告は、亡くなった男児の両親である。労働環境が主題となる裁判においても、被害者の遺族が原告となることはよくある。長時間労働による自殺と被害者が所属していた会社及びその上司の対応との因果関係が問題になる事案などはその典型例である（仙台高判平26・6・27判時2234号53頁など）。SOMで「労働」と同じクラスターに「亡」という語が現れるが、それはこのことを示唆していると思われる。労働者本人によるものとしては、継続雇用の会社側の拒否に際して公序良俗違反を主張した事例（福岡高判平29・9・7労判1167号49頁）や、正規雇用と非正規雇用の間の労働条件の相違について問題になった事例——この事例では最判平30・6・1民集72巻2号88頁での判断枠組みが踏襲されている——（大阪高判平31・2・15判タ1460号56頁など）、あるいは国鉄のストライキ前倒しの違法性について問題となった事例（東京高判平13・9・11判タ1136号162頁）などを挙げるができる。

上述したように「労働」と「医師」の語が同じクラスターに属している。関連としては、次の3通りに分けられるであろう。すなわち第1は工事中の事故による後遺障害を示すために医師の診断が登場すること（東京高判平30・4・26判タ1469号93頁など）、第2は患者の意に反して医師が労働を強いた事例（東京高判平8・9・30判タ944号205頁）、第3は医師の医療過誤によって生じた後遺障害による逸失利益の算定の場面（福岡高判平17・

16 同条は、「証券会社並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない」と規定し、現行では金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律2条1項に対応している。

12・15判時1943号275頁など)である。

「医師」に言及した解釈論追随型判決文は全体で34本であった。その中では、医療過誤事案が多く、何らかの意味における医師あるいは病院の行為義務を問題にしている。医師の高度の注意義務を設定する事案は、注意義務を過失の問題として設定していることもある(仙台高裁平6・12・15判時1536号49頁など)。他には、診療義務(前掲福岡高判平17・12・15など)、説明義務違反による患者の自己決定権の侵害¹⁷(東京高判平10・2・9高民51巻1号1頁)なども問題にされているが、そこでは必ずしも過失判断が前景化しているわけではない。

最後に「契約」についてである。「契約」という語に言及する解釈論追随型判決文は118本あったが、追随型判決文と同様、債務不履行が中心となる事案もある。そのような事案では、不法行為責任判断は補完的な役割をしている。このことは、過払金返還訴訟(札幌高判平19・4・26判時1976号129頁)にも妥当する。他の請求と補完的に用いられているわけではない事案ももちろんある。上述した医療過誤・労働関係に関する事案以外にも、公団住宅からの私物の撤去の違法性を問題にする事案(大阪高判昭62・10・22判時1267号39頁)や、いわゆるマルチ商法が公序良俗違反であるとして不法行為責任を負うとする事案(福岡高判平8・4・18判タ933号175頁)、さらには継続的なセクシュアルハラメントや暴言・暴行等による人格権侵害が問題とされる事案(東京高判平20・9・10判時2023号27頁)や継続的に依頼していた税理士によるプライバシー権の侵害が問題になった事案(大阪高判平26・8・28判時2243号35頁)など、その事案の内容は多岐にわたる。また、契約締結前の不法行為責任を問題とする事案(大阪高判平26・6・19判タ1409号255頁)もある。この事案では、行政書士の契約締結前における信義則上の助言・説明義務が問題となった。

解釈論追随型判決文のSOMで特徴的なのは、やはり「ワラント」という語が出てくることだろう。ワラントの勧誘は証券取引の不法行為事案——更には取引の不法行為——の1つであるが、ワラントを問題にするだけの事案では「公平」概念等を用いる必要がないということなのだろうか。また、追随型判決文のSOMと比べると、「違法」が「過失」と近いこと、そして両語が同じクラスターに属していることが注目される。追随型判決文のSOMでは、「過失」は「損害賠償」・「請求」といった損害賠償請求一般の語が集中しているクラスターに属している。解釈論追随型判決文のSOMにおいてもこのことは変わ

17 自己決定権に関しては、医療過誤以外にも問題になっている。内閣総理大臣の靖国神社参拝により戦没者の回顧・祭祀に関する自己決定権が侵害されたとする事案(大阪高判平17・7・26訟月52巻9号2955頁)については、侵害行為と被侵害利益の相関関係の考察は、被侵害利益が存在しないと判断されるため無意味であるとされた。

らないが、そのクラスターの中に「違法」も入っている。これは解釈論追随型判決文では「違法」は判決文の一般の判断枠組みの1つとして用いられている傾向があることを示しているように思われる。

(3) 目的論追随型判決文

目的論追随型判決文のSOMでは、事案に関連すると思われる語として、「契約」・「取引」・「労働」・「医師」・「自動車」・「アスベスト」・「工事」という語が出てくる（図5）。「契約」・「労働」・「医師」は追随型判決文・解釈論追随型判決文いずれのSOMでも出てきたのに対して、それ以外は目的論追随型判決文のSOMでのみ出現しているのが注目されよう。

「契約」に言及する目的論追随型判決文は22本あり、やはり何かしらの契約関係が前提となっている事案が多い。そのためもちろん債務不履行に基づく損害賠償請求との併用と

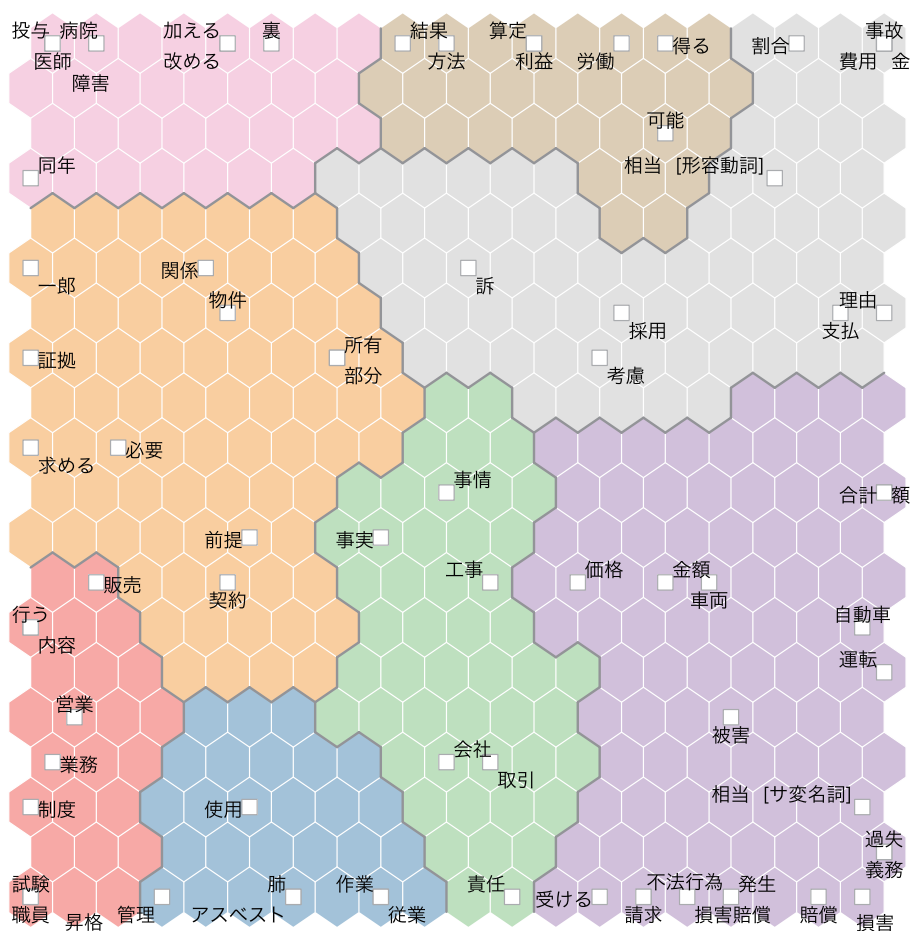


図5 目的論追随型判決文のSOM

して不法行為に基づく損害賠償請求が問題になっているものもある。ただし損害賠償額の算定の際に、保険「契約」に基づく保険金を参照するなどの場合においても「契約」は用いられている（東京高判昭57・6・17判時1051号95頁など）。

「取引」も契約の一類型であるが、それぞれ別のクラスターに属している。目的論追随型判決文では、例えば金の「取引」（大阪高判昭60・4・26先物取引裁判例集5号61頁）や為替取引・外国投資信託の勧誘営業（名古屋高判平13・8・9LEX/DB28062191）などが問題となっている。

「労働」という語は解釈論追随型判決文と同様に、逸失利益の算定の局面において用いられることがほとんどである。例外としては、有期雇用労働者と無期雇用労働者の間の労働条件上の不合理な取り扱いを禁止した（当時の）労働契約法20条¹⁸の施行前にも、同条が禁ずる不合理な労働条件の相違について会社の過失を認めたもの（東京高判平30・12・13判時2426号77頁）がある。

「医師」に言及する目的論追随型判決文は10本である。内容は医療過誤のものが多く、目的論追随型判決文のSOMでは、「医師」の横に「投与」という語が出てくる。判決文では例えば医師の薬の「投与」が過剰であったかどうかの問題となった事案（東京高判平13・9・26判タ1138号235頁）がある。「医師」と「投与」のどちらにも言及した目的論追随型判決文は5本であり、「医師」に言及する判決文の半分を占めている。

「自動車」は、目的論追随型判決文のSOMでのみ出現する語である。もちろん、自動車事故の事案が多い（東京高判昭30・3・29下民7巻3号755頁など）。SOMの中で「過失」と同じクラスターに属していることなどを鑑みても、過失相殺が問題となることが多いために顕現したのだと考えられる。

「工事」も、すぐに想起されるように、工事による事故の事案を表している。ただし工事事故以外に「工事」に言及した事案としては、工事の入札談合による損害が問題となったもの（東京高判平25・9・6LEX/DB25540364）がある。

「アスベスト」に言及する判決文は1本のみである（広島高判平26・9・24判時2243号119頁）。この判決文中では「アスベスト」という語は248回言及されている。一判決ながらも言及回数が多かったために、SOMにも出現したと考えられる。この事案では会社の下請従業員に対する安全配慮義務の違反があったと認定された。もっとも、この判決文で「公平」概念はじん肺法に基づくじん肺管理区分制度と民事訴訟制度との制度趣旨を対比

18 同条は、「有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の使用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約条件と相違する場合においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度〔…〕、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない」と定め、現行では短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律8条に相当している。

的に論じられる文脈で、後者の特徴づけとして用いられている。

目的論追従型判決文は、「公平（衡平）」の語が何かしらの形で言及されている不法行為判決文である。「公平」の語が「損害の公平なる分担」という相関関係が唱える不法行為法の目的論の形で用いられていることが多いのは、表 2 から容易に推測できる。ただし語られ方にもいくつか種類があるようである。第 1 に、不法行為法を超えて民事責任法・損害賠償法の制度目的として「損害の公平なる分担」が用いられている（前掲広島高判平 26・9・24 判時 2243 号 119 頁）。第 2 は、損害賠償額の算定に際して過失相殺（東京高判平 28・1・27 判時 2297 号 44 頁など）や被害者の保険の加入（東京高判平 6・9・27 判タ 900 号 244 頁）の有無を参酌する局面において、「損害の公平なる分担」が用いられている。後者の用いられ方が比較的多い。

(4) 非追従型判決文

非追従型判決文の SOM において事案と関連すると思われる語として、「契約」・「取引」・「労働」・「医師」を挙げることができる（図 6）。前三者は、他のすべての諸類型の不法行為判決文の SOM で出てきた語である（「医師」は追従型判決文の SOM 以外の全ての諸類型）。ここでは、他の諸類型の SOM におけるそれぞれの語の出現の相違を中心として、見ていく。

「契約」に言及する非追従型判決文は、236 本である。他の諸類型と同じく、債務不履行に基づく損害賠償請求と併用した請求をしているものが多いと予想される。ただ他の諸類型の SOM と比べると、「土地」や「建物」といった不動産を表している語と近くにあることが特徴的である。例えば不動産の賃貸借契約あるいは売買契約に端を発する事案が想起される。試しに「売買」に関連する語を関連語検索してみると、「不動産」や「登記」、「移転」などが強く共起していることが示されている（表 3）。しかしもちろん、それらの契約以外の多様な契約が、非追従型判決文の中では問題になっていると思われることは言うまでもない。

関連度順位	関連語	共起
1	代金	67 (0.684)
2	取引	64 (0.653)
3	不動産	45 (0.459)
4	売却	45 (0.459)
5	登記	38 (0.388)
6	締結	56 (0.571)
7	契約	78 (0.796)
8	価格	43 (0.439)
9	移転	36 (0.367)
10	手続	53 (0.541)

表 3 「売買」と関連する上位 10 語

「契約」と同じクラスターに、「取引」の語も現れる。これは、非追従型判決文でのみ生じている。また、「取引」には追従型判決文などでは「勧誘」という語と隣接していたのに対して、非追従型判決文では「調査」と隣接していることも特徴的である。この

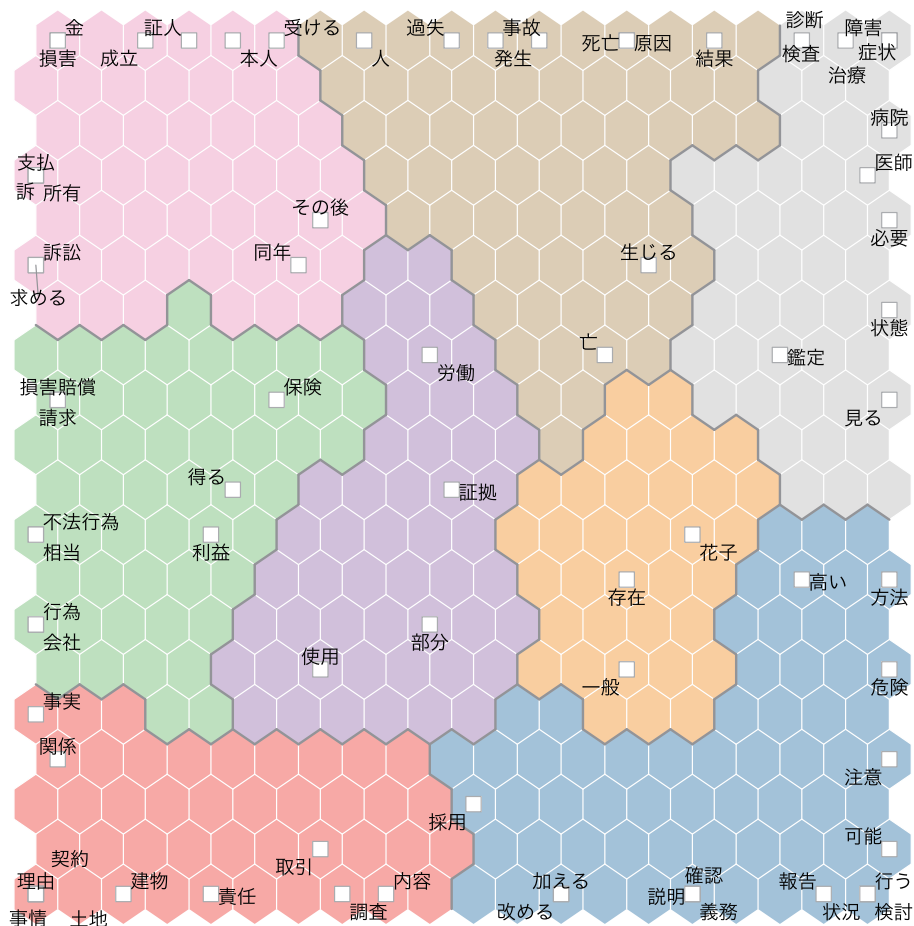


図6 非追随型判決文のSOM¹⁹

「調査」とは、1つには宅地建物取引上要請される調査を表していることが考えられる。非追随型判決文の中には例えば売買契約により取得した土地において地盤沈下が発生したことにつき、建物取引業者の不法行為責任を認める事案（東京高判平13・12・26判タ1115号185頁）がある。そこでは担当者が地盤調査報告書を交付されていたことが問題にされている。このように不動産取引上要請される事前調査という意味合いで調査が用いられていることがある。もっとも、非追随型判決文でも証券取引における取引勧誘が問題となっていることもある（大阪高判平20・11・20判時2041号50頁など）。このような事例においては、事案の内容面で追随型判決文におけるそれとほとんど変わることはないように思われる。解釈論追随型判決文のSOMにおいて特徴語として表れた「ワラント」の買付を問題

19 SOM中に「花子」という語が出ている。これは判決文を公開するにあたって施される匿名化処理（いわゆる「仮名処理」）によるものであると思われる。したがって、「花子」という語に本稿の観点から実質的な意味はなく、以下の分析でもこの語について顧慮しない。

にしている事案（広島高判平10・2・26 LEX/DB 28031466）もある。ただし不法行為責任の判断に際してワラント取引の勧誘に際して説明義務を怠ったことが問題になっているが、そこでは違法性はもちろんのこと、過失判断の枠組みにも依拠していない。

「労働」に言及する非追随型判決文は104本ある。他の種類のSOMと比べてみると、関連する語が近くに出現していないことが注目される。正確に言えば、関連していない語がないわけではないのだが、非追随型判決文中の上位75語の中には入っていないということである。逆に言えば、他のSOMにおいて「労働」と関連していると明示的に示されている語はそれほど言及されていたということである。しかし労働に関連する語を関連語検索により割り出すと、「逸失」・「賃金」・「平均」といった逸失利益の算定に関連する語が多く登場している（表4）。これは、非追随型判決文では、労働条件や労働環境などの実際に労働に関連する問題が出ているというよりも、むしろ逸失利益あるいは損害額の算定という場面で「労働」という語が登場していることを示唆している。このような用法は形式的なものであり、非追随型判決文において「労働」は、事案に関連する語とは言えないと思われる。

関連度順位	関連語	共起
1	逸失	52 (0.500)
2	賃金	47 (0.452)
3	平均	61 (0.587)
4	収入	54 (0.519)
5	控除	61 (0.587)
6	中間	47 (0.452)
7	生活	65 (0.625)
8	給与	38 (0.365)
9	就労	34 (0.327)
10	額	75 (0.721)

表4 「労働」と関連する上位10語

最後に「医師」であるが、これは122本の非追随型判決文で言及された。他の類型と同じく、医療過誤事案が多いことはSOMから伺える。やはり医師としての高度の注意義務が問題となっているようである（高松高判平8・2・27判タ908号232頁など）。非追随型判決文における医療過誤事案の多くは医師あるいは病院の過失を問題にする。そこでは違法について判断しないわけである。このような過失一元的判断が不法行為判決文において確立していると言えるほど多いかについては、（もちろん確定的なことはこのデータから言えないが）後に考察したい。

VI. 考察

ここまで、不法行為判決文を相関関係説の影響という観点から諸類型化し、それぞれの類型に特徴的な語から諸類型の特徴を推測した。以上の分析から、類型と事案の関連性について何が言えるか。分析により、関連性が見られないものもあったが、見られるものも

なくはなかったと思われる。

1. 関連性が認められない事案

類型との関連性が認められない判決文としては、例えば「医師」に言及するものである。「医師」という語は、解釈論追従型判決文・目的論追従型判決文・非追従型判決文のそれぞれのSOMで特徴語として登場した。「医師」という語が登場する事案は決して医療過誤事案に限られないが、相対的には医療過誤事案で頻出する語であることは判決文の分析から確認される。そうすると、医療過誤事案と相関関係説には一貫した関連性はないと考えられる。そもそも一般的な医療過誤訴訟では被侵害利益が人体や生命など、侵害された利益の法益性それ自体の重要性は揺るがないものであることが多い。その場合には、医師の過失が問題になる。間接証拠に過ぎないが、不法行為判決文のうち、①「医師」と「違法」に言及し「過失」に言及しないもの、②「医師」と「過失」に言及し「違法」に言及しないもの、③「医師」・「違法」・「過失」のいずれにも言及するもの、の3つの判決文の出現頻度を調べると、②の判決文が最も多い。これを1950年から10年単位でプロットしたものが図7である。これを見ると、すでに1950年代から一貫して②の判決文が比

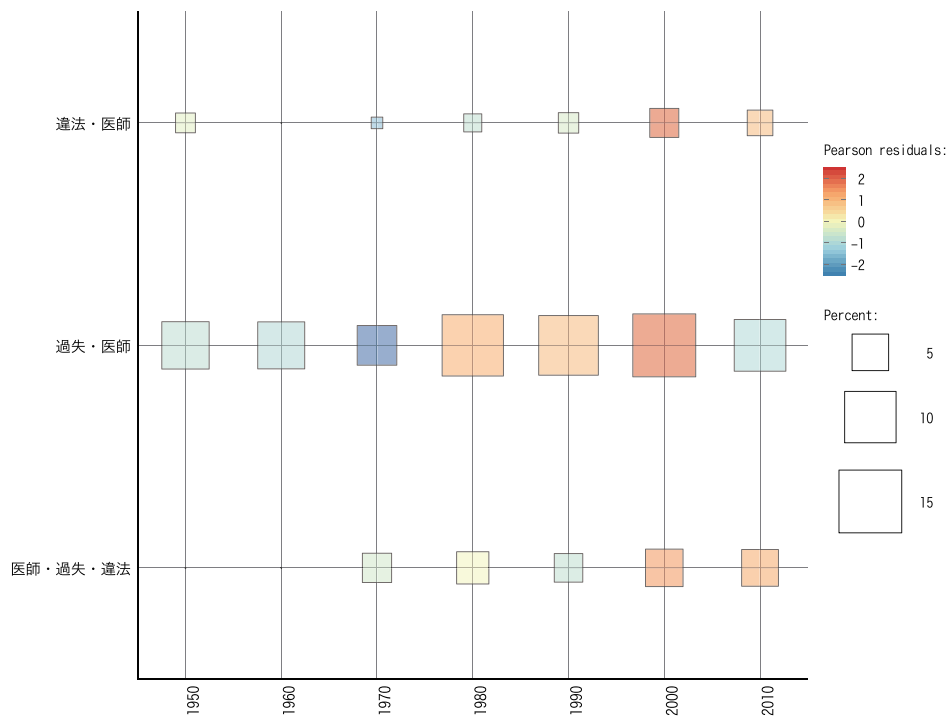


図7 「医師」・「過失」/「違法」に言及する不法行為判決文（年代別）

較的多いことがわかる。断定的なことは言えないが、医療過誤事案では戦後の比較的初期から過失で一元的に処理する法解釈論が定着していたのではないだろうか。ただし、1970年代から徐々に違法に言及する判決文も増加している。もちろんこのデータ上からは過失判断による判決文が多いのであるが、漸増する①や③の判決文の存在は何に由来するのか、明らかではない。

2. 関連性が認められうる事案

反対に、類型との関連性が認められうる判決文としては、「ワラント」に言及するものである。これはワラント取引に関する不法行為事案を表している語であると推測できる。ワラント取引は株式・証券取引の一部であると理解可能であるが、それに関する事案は非追従型判決文以外の類型のSOMで現れている。もちろん非追従型判決文の中にはワラント取引に関する事案もあったことは上述の通りであるが、そのような判決文では過失の枠組みでも判断されていないものもある。取引的不法行為については違法性概念が問題になっていることは指摘されてきたが（瀬川 1998）、本稿の分析からもこのことは支持されるであろう。

また、「労働」に言及する判決文のうち、労働環境・労働条件が問題となるものも、追従型判決文及び解釈論追従型判決文の特徴であると思われる。すなわち有期雇用労働者と無期雇用労働者との間の不合理な労働条件の相違やパワハラ、あるいは労働組合の加入の有無による雇用取消などが問題になったことは上述の通りである。この他にも、職場におけるセクハラについて、その行為の態様、行為者である男性の職務上の地位・年齢、被害女性の年齢、婚姻歴の有無、両当事者の紛争前の関係、当該言動の行われた場所、その言動の反復・継続性、被害女性の対応等を総合的にみて、それが社会的見地から不相当とされる程度のものである場合には、性的自由ないし性的自己決定権等の人格権を侵害するものとして違法となるというべきとする事案（名古屋高判平8・10・30判タ950号193頁）もある。このように、労働関係があらかじめある——そしてそれを規律する法規（労働契約法等）が存在する——中で、侵害利益が生命・財産に関わる利益ではない場合の不法行為事案には、相関関係説的な枠組みが用いられるのかもしれない。

3. 相関関係説の実務への機能——「公平」の提供

「自動車」は、目的論追従型判決文において特徴的な語であった。自動車に言及する判決文の多くが自動車の運転による事故であることは、目的論追従型判決文のSOM（図5）

から伺える。そのような判決文では「公平（衡平）」が多く用いられていた。「公平」に最も関連を示す語として「分担」が出ていること（表2参照）からすると、「損害の公平なる分担」という相関関係説に特徴的な決まり文句が用いられていることが推測される。過失相殺及びその類推適用が問題となる文脈では、おしなべて「損害の公平なる分担」が理由づけとして用いられていることは従前から指摘されていた（前田 1996: 895）。これらを踏まえると、自動車事故が目的論追随型判決文に関連性を示す事案であることは間違いないが、それは自動車事故では被害者の不注意も相当あり、過失相殺が問題となることが多いからであると考えられる。このことは換言すれば、過失相殺の問題こそが目的論追随型判決文の特徴であるということの意味する。

自動車事故という特定の事案に限定されずに、過失相殺あるいはそれが類推適用される事案が目的論追随型判決文には多く含まれていると思われる。そう考えると、相関関係説は不法行為判決文に対して、「損害の公平なる分担」という価値を提供するという機能を有する、と言えよう。

VII. 結びに代えて

本稿では従来の民法学における議論に示唆を受けて、不法行為法の伝統的通説とされる相関関係説の影響の程度は事案ごとに異なるのではないかという仮説を立て、計量テキスト分析を主に用いてそれを検証した。本稿で示した影響の諸類型を反映するコーディングルールには改善の余地が大きいと思われる。しかしKH Coderを用いた不法行為判決文の計量テキスト分析は、情報の整理という観点から一定の意義があったように思われる。以下、本稿の要約をしておく。

まず言わなければならないのは、事案ごとに影響度合いが異なるかどうか以前に、少なくとも本稿の分析からは、不法行為判決文に対する相関関係説の影響は限定的なものにとどまっているであろう、ということである。ただしIV1.でも述べたように、本稿で用いたデータは網羅的なものではないこともあって、断定的なことは言えない。

以上の諸制約に目を瞑ると、本稿での分析からは不法行為事案の中で、(1)労働問題・ワラント取引は解釈論追随型判決文の、(2)自動車事故は目的論追随型判決文の、それぞれ特徴となる事案として浮上する。

ただし(2)については、自動車事故に特有の事情というよりも、自動車事故では被害者の不注意も相当あり、したがって過失相殺が問題となることが多いからであると考えられることは上述の通りである。つまり目的論追随型判決文には過失相殺が問題となる事案

が多く、そこでは「損害の公平なる分担」（あるいはその派生文句）という言葉が用いられているのである。

ところでこの「損害の公平なる分担」という理念は、次の点で社会学的な関心を喚起させる。

「日本の不法行為制度は、きわめて広い文脈で「損害の公平な負担をめざすもの」として理解されている。しかし、民法の該当条文自体に「公平な負担」という文言が含まれているわけではない。にも拘らず、そのような制度理解の下で解釈が行われ、「公平さ」という理念によって法的な判断が正当化されるという構造になっている。ここで、法的ルールの適用に「公平（な負担）」とは何かという（Dworkin 的な意味で）原理的な判断が接合されていることは明らかである。」（常松 2009: 57 注 83）

この公平概念により裁判官が（ロナルド・ドゥウォーキンが用いる意味での）「原理的な判断」をせざるを得ないか否かは、筆者には不明である。しかし、「条文自体」から「公平な負担（分担）」という不法行為法の目的が導出されないことは間違いない。要するにこれを決まり文句として判決文で用いられているということなのだろう。このように考えた場合、今後の課題として1つには「決まり文句（Topos）」としての「損害の公平なる分担」の定着についての歴史社会学・知識社会学的考察を挙げることができる²⁰。

これ以外にも、本稿で示した分析から課題が挙げられる。ここでは2つ挙げておこう。1つには、上述の（1）労働問題・ワラント取引についての判決文の分析である。労働問題についての不法行為判決文の中で、違法性はいかに用いられるかが中心的な問題となると思われる。これは、遠読というよりも精読によりなされる作業であろう。もう1つは、裁判所間での影響の出方の差異の有無である。本稿では高等裁判所の判決文をデータ・セットとして用いたが、（上述した問題があるとはいえ）地方裁判所の判決文にも範囲を拡大して分析し、高裁の判決文と地裁の判決文を計量的に比較することは有益な知見をもたらすかもしれない。

本稿が目した学説の実務への影響という問題以外にも、判決文の計量テキスト分析を行うに値するテーマは設定できるだろう。例えば、言葉遣いの変遷は判決文においてしばしば見られることである。例えば「畢竟独自の見解に過ぎない」という定型句は今ではほとんど見られなくなったが、判決文に独特の言葉遣いであったように思われる。このような言葉遣いがどの程度・どの時代にあったのか、は法学そのものではないが、法的な営み

20 このような課題の設定には、ドイツ法社会学における法律学の知識社会学的研究（Klaus 1975: 106）から示唆を受けた。

に携わる人々にとっても関心を抱く問題だろう。また、文書に用いられる言葉から（経済学者などの）専門家の党派性・イデオロギーを測定することは計量言語学で議論されているようである（Dumas 2019: 386）。判決文も、そのような指標を用いて比較分析するのも法社会的にも興味深いものになるだろう。いずれにせよ、判決文の計量テキスト分析をめぐってはまだまだ課題が多い状況であるが、だからこそ法（学）と計算科学・情報科学・社会科学が繋がりシナジーが生まれる学際研究のアリーナになるのかもしれない。上述のように（注6）、判決文の網羅的なデータベース化も省庁の専門委員会レベルで検討されている。本稿の試みが、一方で法学者に新たな知的刺激を提供し、他方で計算科学者・情報科学者・社会科学者に対して法への経験科学的取り組みの参入障壁を下げるようなものになれば、望外の喜びである。

* 本稿の執筆にあたり、匿名の論文審査者2名から大変有益なコメントを頂いた。紙上にて御礼申し上げます。

また本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金・特別研究員奨励費「不法行為法の法社会的研究」（課題番号：23KJ0644）の助成を受けた研究成果の一部である。

参考文献

- 荒邦啓介（2025）「『法学全集』につどう人びと——「実学」としての法学」出口雄一・小石川祐介編『法学者たちと出版——戦後日本法学の知的プラットフォームをたどる』弘文堂、71-104頁。
- 飯田高（2020）「民事訴訟記録調査の概要」社会科学研究 71 巻 2 号 5-26 頁。
- （2021）「法の構造と計量分析」社会科学研究 72 巻 2 号 3-25 頁。
- （2023）「高齢者にとっての民事裁判」佐藤他編（2023）、515-533 頁。
- いしかわまりこ他（2016）『リーガル・リサーチ [第5版]』日本評論社。
- 石田佳世子・大久保直輝（2024）「『民事判決情報データベース化検討会報告書』の概要」NBL1277 号 4-12 頁。
- 井上泰人（2024）「裁判官の学びと職務」東北ローレビュー Vol. 12 76-99 頁。
- 内田貴（2011）『民法Ⅱ 債権各論 [第3版]』東京大学出版会。
- 大村敦志（2005）『基本民法Ⅱ 債権各論 [第2版]』有斐閣。
- 郭薇（2022）「法理論の伝播と「社会」——2000年-2018年中国の学術文献を対象とする川島武宜著作の引用分析——」法社会学 88 号 179-205 頁。
- 加藤一郎（1957）『（法律学全集 22）不法行為』有斐閣。
- 川島武宜（1972）「法社会学と法律学——相互反撥と相互受容」川島武宜編『（法社会学講座 3）法社会学の基礎 1』岩波書店、9-29 頁。
- 川端亮・樋口耕一（2003）「インターネットに対する人々の意識——自由回答の分析から」大阪大学大学院人間研究科紀要 29 巻 162-181 頁。
- 北川善之助（1968）『日本法学の歴史と理論』日本評論社。
- 窪田充見編（2024）『新注積民法（15） 債権（8） [第2版]』有斐閣。
- コホネン、T.（1988=1993）『自己組織化と連想記憶』（中谷和夫監訳）シュプリンガー・フェアラーク東京。
- 後藤孝典（1982）『現代損害賠償論』日本評論社。
- 佐藤岩夫他編（2023）『現代日本の紛争過程と司法政策——民事紛争全国調査 2016-2020』東京大学出版会。
- 佐藤岩夫他（2023）「本書の目的と方法——「民事紛争全国調査 2016-2020」プロジェクトの概要」佐藤他編

- (2023), 1-21 頁.
- 佐藤岩夫他 (2025) 「(対談) 市民社会と司法はどう響き合えるか」法律時報 97 卷 2 号 69-80 頁.
- 佐藤伸彦 (2023) 「訴訟利用者の裁判に対する意見と期待——自由回答データのテキスト分析を中心に——」佐藤他編 (2023), 329-344 頁.
- 最高裁判所事務総局編 (1961) 『(訟廷執務資料 31 号) 法令・判例・学説の調査について』(非売品).
- 潮見佳男 (2009) 『不法行為法 I [第 2 版]』信山社.
- 四宮和夫 (1987) 『(現代法律学全集 10-ii) 不法行為』青林書院.
- 清水正憲 (2007) 「弁護士から見た実務と学説」法律時報 79 卷 1 号 74-78 頁.
- 末川博 (1930) 『権利侵害論——不法行為に関する研究の一部として——』弘文堂書房.
- 末弘巖太郎 (1926) 「(民事法判例研究録大正 14 年度 109) 不法行為——不法行為の目的たる「権利」の意義——湯屋業の老舗は権利なりや」法学協会雑誌 44 卷 12 号 119-123 頁.
- 菅野昌史 (2023) 「「トラブル」の自由記述のテキスト分析——誰が何をどのようにに記述するのか——」佐藤他編 (2023), 667-687 頁.
- 瀬川信久 (1998) 「民法 709 条 (不法行為の一般的成立要件)」広中俊雄・星野英一編『民法典の百年Ⅲ——個別観察(2)債権編』有斐閣, 559-629 頁.
- 高橋裕 (2020) 「法社会学は司法制度改革にどのように接近してきたか」法社会学 86 号 44-60 頁.
- 常松淳 (2009) 『責任と社会——不法行為責任の意味をめぐる争い』勁草書房.
- ハート, H. L. A. (2012=2014) 『法概念 [第 3 版]』(長谷部恭男訳) ちくま学芸文庫.
- 唄孝一 (1959) 「「通説」の法社会学的考察——問題の所在」法律時報 31 卷 8 号 42-46 頁.
- 樋口耕一 (2020) 『社会調査のための計量テキスト分析——内容分析の継承と発展を目指して [第 2 版]』ナカニシヤ出版.
- 樋口耕一他 (2022) 『動かして学ぶ! はじめてのテキストマイニング——フリー・ソフトウェアを用いた自由記述の計量テキスト分析』ナカニシヤ出版.
- 平井宜雄 (1971) 『損害賠償法の理論』東京大学出版会.
- 福田剛久 (2007) 「裁判官から見た実務と学説」法律時報 79 卷 1 号 69-72 頁.
- 藤田宙靖 (2016) 『裁判と法律学——最高裁回想録 補遺』有斐閣.
- 法務省民事局 (1971) 『(実務研修教材 25 号) 債権法Ⅱ』(非売品).
- 前田陽一 (1996) 「不法行為法における「損害の公平な分担の理念」と素因減額論に関する一考察——被害者の素因の競合に関する最高裁判例を機縁として」星野英一先生古稀祝賀論文集『日本民法学の形成と課題 (下)』有斐閣, 893-923 頁.
- 松田二郎 (1967) 「大学における法律学と裁判——一裁判官の断想——」ジュリスト 370 号 108-120 頁.
- 宮澤節生 (1994) 『法過程のリアリティ——法社会学フィールドノート』信山社.
- 吉田徹・筒井健夫編 (2005) 『改正民法 [保証制度・現代語化] の解説』有斐閣.
- 六本佳平 (1986) 『法社会学』有斐閣.
- 我妻栄 (1937) 『(新法学全集 10) 事務管理・不当利得・不法行為』日本評論社.
- (1969a [1932]) 「(紹介) 末川博博士「権利侵害論」」同『民法研究 VI——債権各論』有斐閣, 359-369 頁.
- (1969b [1922]) 「損害賠償理論における「具体的衡平主義」」同『民法研究 VI——債権各論』有斐閣, 193-244 頁.
- 我妻栄他編 (1963) 『(判例コンメンタール VI) 事務管理・不当利得・不法行為』コンメンタール刊行会.
- 和田仁孝 (2022) 『法社会学』新世社.
- Alexander, Charlotte S. et al. (2019) "Using Text Analytics to Predict Litigation Outcomes," in Michael A. Livermore and Daniel N. Rockmore [eds.] *Law as Data: Computation, Text & the Future of Legal Analysis*, Santa Fe Institute, 275-311.
- Alschner, Wolfgang et al. [eds.] (2024) *Decoding the Court: Legal Data Insights from the Supreme Court of Canada*, Routledge.
- Alschner, Wolfgang and Keenan MacNeal (2024) "A Bird's-Eye View of the Canadian Supreme Court," in Alschner et al. [eds.] (2024), 13-33.
- Carlson, Keith et al. (2019) "Style and Substance on the US Supreme Court," in Michael A. Livermore and Daniel

- N. Rockmore [eds.] *Law as Data: Computation, Text & the Future of Legal Analysis*, Santa Fe Institute, 83–115.
- Chau, B and Michael A. Livermore (2024) “Computational Legal Studies Comes of Age,” *European Journal of Empirical Legal Studies* 1(1), 89–104.
- Frankenreiter, Jens (2019) “Writing Style and Legal Traditions,” in Michael A. Livermore and Daniel N. Rockmore [eds.] *Law as Data: Computation, Text & the Future of Legal Analysis*, Santa Fe Institute, 153–191.
- Klausa, Ekkehard (1975) “Programm einer Wissenschaftssoziologie der Jurisprudenz,” in Nico Stehr und René König [Hrsg.] *Wissenschaftssoziologie: Studien und Materialien*, Westdeutscher Verlag, 100–121.
- Livermore, Michael A. and Daniel N. Rockmore (2019) “Distant Reading the Law,” in Michael A. Livermore and Daniel N. Rockmore [eds.] *Law as Data: Computation, Text & the Future of Legal Analysis*, Santa Fe Institute, 3–19.
- Wendel, Luisa et al. (2022) “From Modeled Topics to Areas of Law: A Comparative Analysis of Types of Proceedings in the German Federal Constitutional Court,” *German Law Journal* 23, 493–531.